

区民部

2022
(令和4年)



事業概要



令和4年7月発行

目次

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| 1 | 区民部組織図 | 1 |
| 2 | 区民部の事務分掌 | 2 |
| 3 | 令和4年度 区民部の取組について | 7 |
| 4 | 令和4年度 当初予算額 | 13 |
| 5 | 令和3年度 重要事業の取組成果 | 14 |
| 6 | 各課の事務事業 | 23 |
| (1) | 戸籍住民課 | 23 |
| I | 戸籍関係事務 | 23 |
| II | 住民基本台帳、印鑑証明等関係事務 | 23 |
| III | 住居表示関係事務 | 28 |
| IV | 郵送請求関係事務 | 29 |
| V | 外国人住民関係事務 | 29 |
| VI | おくやみコーナー | 31 |
| VII | 参考資料 | 32 |
| (2) | 課税課 | 39 |
| I | 特別区民税・都民税（住民税）事務 | 39 |
| II | 軽自動車税（環境性能割）事務 | 40 |
| III | 軽自動車税（種別割）事務 | 41 |
| IV | 特別区たばこ税事務 | 43 |
| V | 入湯税事務 | 43 |
| VI | 税証明発行事務 | 44 |
| VII | 減免に関する事務(特別区民税・都民税ならびに軽自動車税（種別割）) | 45 |
| VIII | その他事務 | 46 |
| IX | 参考 | 47 |
| (3) | 納税課 | 49 |
| I | 収納事務 | 49 |
| II | 納税意識の啓発 | 50 |
| III | 特別区民税の収納状況 | 51 |
| (4) | 国保年金課 | 52 |
| I | 管理事務 | 52 |
| II | 国保保健事業担当事務 | 53 |
| III | 国保資格事務 | 54 |
| IV | 国保給付事務 | 55 |
| V | 国保料収納事務 | 57 |
| VI | 後期高齢者医療資格事務 | 58 |
| VII | 後期高齢者医療給付事務 | 59 |
| VIII | 後期高齢者医療収納事務 | 61 |
| IX | 国民年金事務 | 62 |
| 7 | 区民部におけるマイナンバー法への対応 | 63 |
| 8 | 新型コロナウイルス感染症への区民部の対応（令和3年度） | 66 |
| | *トピックス 戸籍住民窓口においてキャッシュレス決済を開始 | 36 |

1 区民部組織図

令和4年6月1日現在

| 部 名 | 課 名 | 係名・担当係長名 及び | 職員配置数 | |
|--|-----------|----------------|-------------|----------|
| 区民部 328人 (再任短時間・行政サービス支援員含む総計) 352人 | 戸籍住民課 89人 | 経営計画担当係長 | 2人 | |
| | | 戸籍住民担当係長 | 80人 (9人) | |
| | | 管理係 | 6人 | |
| | 課税課 74人 | 課税担当係長 | 73人 (4人) | |
| | 納税課 72人 | 収納推進担当係長 | 71人 (5人) | |
| | 国保年金課 92人 | 国保料収納担当係長 | 16人 | |
| | | 国保年金システム担当係長 | 3人 (1人) | |
| | | 国保保健事業担当係長 | 4人 | |
| | | 後期高齢者医療担当課長 1人 | 後期高齢者医療担当係長 | 20人 (1人) |
| | | 管理係 | 6人 | |
| | | 国保資格係 | 12人 (1人) | |
| | | 国保給付係 | 12人 (2人) | |
| | | 国民年金係 | 18人 (1人) | |
| | | | (24人) | |

※部名、課名の数字については、部課長を含む。

※後期高齢者医療担当課長は国保年金課長が兼務のため、部名の数字に計上していない。

※()内の人数は、再任用短時間、行政サービス支援員の数で外数。

2 区民部の事務分掌

戸籍住民課

経営計画担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査・研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。

戸籍住民担当係長

- (1) 戸籍及びその他付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (2) 戸籍の届出に関すること。
- (3) 埋火葬許可及びその総括に関すること。
- (4) 人口動態統計に関すること。
- (5) 身分登録等の記録に関すること。
- (6) 戸籍の附票に関すること。
- (7) 戸籍の記録事項証明等の交付に関すること。
- (8) 住民基本台帳、印鑑及びその付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (9) 住民基本台帳の届出の処理及び住民票の写し等の交付に関すること。
- (10) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (11) 身分証明その他の証明に関すること。
- (12) 税証明に関すること。
- (13) 郵送請求による戸籍、住民基本台帳等の証明に関すること。
- (14) 住民異動に伴う児童生徒の就学に関すること。
- (15) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関すること。
- (16) 住民異動に伴う後期高齢者医療保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (17) 住民異動に伴う国民年金被保険者の届け書の受付に関すること。
- (18) 住民異動に伴う介護保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (19) 平日夜間、日曜日及び土曜日の窓口業務に関すること。
- (20) 区民部保有の区民情報系システム更改及び部の情報化推進に関すること。
- (21) 戸籍住民課保有システム全般の運営及び保守に関すること。
- (22) 住民基本台帳ネットワークに関すること。
- (23) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (24) 公的個人認証に関すること。
- (25) 大田区マイナンバーカードセンターの管理運営に関すること。
- (26) 住居表示に関すること。
- (27) 新たに生じた土地の確認並びに町区域・街区の新設及び変更に関すること。
- (28) 特別永住許可及び特別永住者証明書に関すること。

- (29) 在留カードに関すること。
- (30) 外国人住民に係る事務の調整及び指導に関すること（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関する事務に限る。）。
- (31) 外国人住民に係る法務省との情報連携に関すること。

管理係

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
- (3) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 議会に関する部の総括に関すること。
- (6) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

課税課

課税担当係長

- (1) 特別区民税・都民税（個人）に係る次の事務
 - ア 課税に関すること。
 - イ 検税に関すること。
 - ウ 再調査に関すること。
 - エ 更正に関すること。
- (2) 区税の財源調査及び統計に関すること。
- (3) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税の減免に関すること。
- (4) 都民税（個人）徴収取扱費に関すること。
- (5) 原動機付自転車等の登録及び廃車に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (7) 税証明に関すること。
- (8) 手数料収納（弁償金を含む。）に関すること。
- (9) 当初賦課に関連する事務に関すること。
- (10) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (11) 特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- (12) 税制に関すること。
- (13) 税務システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (15) 課税事務の企画及び調整に関すること。
- (16) 当初賦課事務に係る計画調整に関すること。
- (17) その他課税事務全般に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

納税課

収納推進担当係長

- (1) 収納事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 納付案内センターに関すること。
- (3) 税務システム及び収納支援システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (5) 課の統計事務に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 徴収金の検収及び払込みに関すること。
- (8) 受託証券管理に関すること。
- (9) 郵送分収受に関すること。
- (10) 窓口収納に関すること（国保料に関することを含む。）。
- (11) 納税証明に関すること。
- (12) 手数料収納に関すること。
- (13) 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (14) 欠損処分に関すること。
- (15) 特別区民税・都民税（個人）及び軽自動車税に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 特別徴収分の過不足調査に関すること。
 - ウ 口座振替に関すること。
 - エ 督促及び催告に関すること。
 - オ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - カ 特別徴収から普通徴収への異動に関すること。
 - キ 特別徴収分の納期の特例に関すること。
 - ク 退職分離課税分の徴収に関すること。
 - ケ 滞納処分に関すること。
 - コ 徴収の猶予に関すること。
 - サ 執行停止に関すること。
- (16) 現年度収納対策に関すること。
- (17) 国民健康保険料、後期高齢者医療の保険料、介護保険料及び保育料に係る特別滞納整理業務に関すること（他部課に属するものを除く。）。
- (18) 差押財産の公売に関すること。
- (19) 交付要求（更生会社及び破産会社を含む。）に関すること。
- (20) 課の庶務に関すること。

国保年金課

国保料収納担当係長

- (1) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 口座振替に関すること。
 - ウ 督促及び催告に関すること。
 - エ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - オ 徴収猶予に関すること。
 - カ 執行停止に関すること。
 - キ 財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
 - ク 交付要求に関すること。
 - ケ 欠損処分に関すること。
 - コ 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (2) その他徴収金に関すること。

国保年金システム担当係長

- (1) 国民健康保険・国民年金システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

国保保健事業担当係長

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導並びにその他国民健康保険の保健事業に関すること。

後期高齢者医療担当係長

- (1) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の被保険者証の交付に関すること。
- (3) 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付に関すること。
- (4) 後期高齢者医療被保険者の短期証及び資格証明書の交付に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者の一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請の受付並びに一部負担金減免等証明書の引渡しに関すること。
- (6) 後期高齢者医療の保険給付に係る申請の受付に関すること。
- (7) 後期高齢者医療の葬祭費に関すること。
- (8) 後期高齢者医療の保健事業に関すること。
- (9) 後期高齢者医療の健康診査に関すること。
- (10) 後期高齢者医療の保険料の賦課及び減免に係る届出及び申請の受付に関すること。
- (11) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (12) 後期高齢者医療保険料の督促及び催告に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の充当及び還付に関すること。
- (14) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予の申請の受付に関すること。
- (15) 後期高齢者医療保険料の執行停止に関すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料に係る財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。

- (17) 後期高齢者医療保険料の交付要求に関する事。
- (18) 後期高齢者医療システムに関する事。
- (19) 後期高齢者医療の収入(保険料の徴収に関する事務を除く。)及び支出に関する事。
- (20) 後期高齢者医療担当事務の庶務に関する事。

管理係

- (1) 国民健康保険の企画及び統計に関する事。
- (2) 国民健康保険事業に係る収入及び支出に関する事。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関する事。
- (5) 国民健康保険の証明に関する事。
- (6) 課内他係に属しない事。

国保資格係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する事。
- (2) 国民健康保険の被保険者証に関する事。
- (3) 国民健康保険の被保険者資格証明書に関する事。
- (4) 国民健康保険料に係る次の事務。
 - ア 賦課に関する事。
 - イ 減免に関する事。

国保給付係

- (1) 国民健康保険の保険給付に関する事。
- (2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (3) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金に関する事。
- (4) 国民健康保険出産費資金貸付基金に関する事。

国民年金係

- (1) 国民年金の資格、給付及び保険料に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関する事。
- (2) 特別障害給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関する事。
- (3) 年金生活者支援給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関する事。

3 令和4年度 区民部の取組について

1 基本的考え方

区民部は、コロナ禍や世界情勢の変化の中においてもその経済的影響に留意しつつ、財源の確保や区民の健康保持と医療費の適正化など、区民生活を基礎から支える基幹業務を担っていかなければならない。また、日々取り扱う情報は個人情報を含むものであり、職員はもとより委託事業者においても、情報セキュリティに細心の注意をはらい職務にあたるよう万全の管理体制で臨んでいる。部は、日々の業務を正確かつ着実に遂行することを旨とし、部の重要事業を中心に、区民生活のさらなる向上を目指して取り組んでいく。

2 基本方針

(1) 区民の視点に立った利便性のある窓口サービスの提供

新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じるとともに、正確・迅速・丁寧かつ公平な事務処理及び個人情報保護を徹底し、区民に信頼される窓口を目指す。そのため、各課の窓口環境の改善や執務体制を絶えず見直し、区民の視点に立った窓口サービスが提供できるよう創意工夫する。

加えて、大田区情報化推進計画に基づくシステム標準化に向けた取り組みや、マイナンバーカードの速やかな交付を推進し交付率向上に取り組んでいく。

(2) 適正な財源確保の推進

コロナ禍の長期化や世界情勢の変化等による厳しい景況下にあっても、行政サービスの提供を安定して継続させるため、基幹財源である特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の的確かつ正確な賦課決定を行う。さらに、収納においてはコンビニ収納、キャッシュレス決済等様々な形態を提供し、区民の利便性を高めると同時に年間の徴収計画に基づく目標管理を徹底し、歳入の確保に努める。

(3) 区民の健康保持増進及び医療費の適正化の推進

国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し健康寿命の延伸を図り、医療費の適正化につなげていく。

実施の方向性として、データヘルス計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上に取り組むとともに、高額医療費の要因である糖尿病性腎症等の生活習慣病の発症・重症化予防及び医療費抑制に向けた後発医薬品利用促進等に努め、健康保持増進・健康意識の向上を目指す。

あわせて、東京都後期高齢者医療広域連合が策定する後期高齢者医療データヘルス計画にもとづき区として保健事業を推進していく。

3 重要事業

| 事業名 | 歳入確保の推進 (庁議指定事務事業) |
|------|--|
| 事業概要 | <p>【特別区民税】</p> <p>1 取組方針</p> <p>特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。</p> <p>昨年度は新型コロナウイルス感染症による経済的影響に配慮し、滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組みを進めてきました。令和4年度においても経済や雇用は引き続き厳しい状況にあり、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組みを進めます。</p> <p>2 方法・手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課の事務運営方針を定め、課全体で区税の収納率向上のための意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指す。 ・収納対策として、現年分は、早期納付に向けた取組みを滞納整理のスキルを生かし、滞納繰越分は、財産調査の徹底と差押処分、搜索など、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使して滞納繰越額の縮減を図る。 ・納付機会の拡充と利便性向上のため、コード決済などキャッシュレス納付の利用を促進する。 <p>【国民健康保険料】</p> <p>1 取組方針</p> <p>制度の安定的な運営及び負担の公平性を担保するため、収納率の目標達成を目指します。</p> <p>30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされ、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年度においても経済や雇用は引き続き厳しい状況にあり、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。</p> |

これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。

2 方法・手段

- ・収納対策として、口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ、クレジット収納（モバイルレジ利用）、年金特徴等に加え、コード決済収納（LINEPay、PayPay 等利用）など様々な納付機会の周知、納付案内センターの電話による納付勧奨、口座振替の推進などにより歳入確保に取り組む。
- ・滞納繰越分については計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、滞納整理を進める。

【後期高齢者医療保険料】

1 取組方針

後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年度においても経済や雇用は引き続き厳しい状況にあります。納付が困難な方に対しては、様々な手法の活用を検討して、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取り組みを進めます。

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部分を占める75歳到達者へ、わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。

2 方法・手段

- ・収納対策として、納付案内センターによる納付勧奨や、口座振替の勧奨を推進するとともに、納付機会拡充のために導入されたモバイルレジ・クレジット収納も円滑に進めていく。
- ・滞納繰越分については、財産・収入状況の変化に応じて適切な分納計画を組んで計画的な納付を進め、また財産調査により滞納者の納付能力を把握し、滞納整理を進める。

| | |
|--------|--|
| 今年度の目標 | <p>【特別区民税】 ○特別区民税収納率 現年度分 98.62%、滞納繰越分 55.36%</p> <p>【国民健康保険料】 ○国民健康保険料の収納率 現年度分 86.87%、滞納繰越分 20.75%</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 ○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 98.84%、滞納繰越分 30.28%</p> |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| 事業名 | マイナンバー法への対応（部局重要事務事業） |
| 事業概要 | 住民基本台帳、特別区税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度等の所管業務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携の確実で安定的な運用を実施するとともに、今後検討されている戸籍情報の情報連携等に対応していきます。また、マイナポータルをはじめとする区民生活の利便性向上に寄与するマイナンバーカードの更なる普及を推進します。 |
| 今年度の目標 | <p>【情報連携の運用】 ○所管業務におけるマイナンバー制度に基づく、各関係機関と情報連携の安定的な運用を実施する。</p> <p>【法改正を踏まえた対応】 ○引き続き、戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入のためのシステム改修等を行う。</p> <p>【交付の推進及び利活用の検討】 ○引き続きマイナンバーカードセンターの安定した運営を行う。 (申請補助 6,000 件 (500 件×12 ヶ月)) ○申請機会の拡大等を目的に、確定申告会場、商業施設等で出張申請受付・補助を実施する。 (40 回程度) ○大田区の人口に対するマイナンバーカードの交付率 62%を目指す。 (120,000 枚)</p> |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業（部局重要事務事業） |
| 事業概要 | 国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。実施の方向性として、計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防及び健康保持増進・健康意識の向上等に努めます。 |

今年度の
目標

1 データヘルス計画の推進

① 【特定健康診査】

- ・人工知能を活用した受診勧奨の実施（2年目）
- ・オンライン健康セミナーによる特定健診インセンティブ事業（新規）
- ・「白紙受診票」の配布
- ・人間ドック受診助成 800件
- ・事業者健診のデータ活用事業の周知

② 特定保健指導

- ・健康づくり課との連携強化（多様な実施方法の検討）
- ・一部医療機関での保健指導の試行（2年目）

③ 【早期介入保健事業（39歳以下被保険者の健康診査等）】

- ・検査利用後の医療機関受診状況等を検証し、効果的な事業を検討する

④ 【糖尿病性腎症等重症化予防】

- ・医師会と連携し事業の拡充を図る。プログラム参加者40人

⑤ 医療機関受診勧奨等

- ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨

⑥ 歯科保健事業

- ・歯周病未治療者等への受診勧奨

⑦ 【後発医薬品利用促進】

- ・後発医薬品普及率目標80%
- ・乳幼児から義務教育世代に周知を強化する

⑧ 【適正な受診・服薬の促進】

- ・薬剤師会と連携した東京都モデル事業の取組（2年目）
（重複多剤服薬管理指導の対象者抽出・勧奨、薬剤師による服薬指導、効果検証）

⑨ 健康づくりの取組支援

- ・全区民対象の健康ポイント事業への支援（被保険者への事業周知）

⑩ その他

- ・広報を活用した情報発信について被保険者へのPRを推進する
- ・禁煙への支援について周知方法を検討する
- ・地域包括ケアに係る取組について関係課と協議する

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療データヘルス計画に基づく保健事業の推進（部局重要事務事業） |
| 事業概要 | 後期高齢者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、後期高齢者医療制度の保険者である東京都後期高齢者広域連合が策定するデータヘルス計画に基づき、健康診査受診率向上への取組のほか、長寿健診や健康保持推進事業等の保健事業を実施します。 |
| 今年度の目標 | 1 東京都広域連合と連携したデータヘルス計画の推進 ①【長寿健診】 （１）区内実施医療機関での健康診査の実施、結果の説明 （２）【健康診査受診率向上への取り組み】 長寿健診未受診の被保険者に対する受診勧奨 （ア）【はがきによる受診勧奨】（新規） （イ）【実施医療機関に「白紙受診票」を配布】 （ウ）【区報、デジタルサイネージでの広報】 ②【健康保持推進事業】 （１）健康への関心を持つ契機となる広報により申請率を向上 （２）委託事業者との連携による円滑な事業運営 |

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 駅前滞留者対策（部局重要事務事業） |
| 事業概要 | 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、協議会の開催や訓練を実施するなど、帰宅困難者対策に取り組めます。 |
| 今年度の目標 | 【協議会の開催及び一時滞在施設の設置訓練】 ○蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の開催 2回 ○帰宅困難者一時滞在施設の設置訓練 1回 |

4 令和4年度 当初予算額

< 一般会計歳入 >

単位：千円

| 款 | 4年度 | 3年度 | 増減 |
|--------------------------|------------|------------|-----------|
| 特別区税 | 76,498,068 | 75,451,733 | 1,046,335 |
| 特別区民税 | 71,446,137 | 70,271,723 | 1,174,414 |
| 軽自動車税 | 402,543 | 355,415 | 47,128 |
| 特別区たばこ税 | 4,639,740 | 4,815,567 | -175,827 |
| 入湯税 | 9,648 | 9,028 | 620 |
| 使用料及び手数料 | 170,072 | 168,613 | 1,459 |
| 総務手数料 | 170,072 | 168,613 | 1,459 |
| 国庫支出金 | 1,118,360 | 1,368,412 | -250,052 |
| 福祉費負担金 | 778,716 | 689,841 | 88,875 |
| 総務費補助金 | 333,211 | 671,947 | -338,736 |
| 総務費委託金 | 6,433 | 6,624 | -191 |
| 都支出金 | 3,927,872 | 3,843,604 | 84,268 |
| 福祉費負担金 | 2,529,122 | 2,410,989 | 118,133 |
| 総務費委託金 | 1,398,750 | 1,432,615 | -33,865 |
| 繰入金 | 1 | 1 | 0 |
| 国民健康保険高額療養費資金貸付 基金繰入金 | 0 | 0 | 0 |
| 国民健康保険出産費資金貸付基金 繰入金 | 0 | 0 | 0 |
| 後期高齢者医療特別会計繰入金 | 1 | 1 | 0 |
| 諸収入 | 53,733 | 65,078 | -11,345 |
| 延滞金、加算金及び過料 | 40,773 | 48,036 | -7,263 |
| 特別区預金利子 | 2 | 2 | 0 |
| 滞納処分費 | 1 | 1 | 0 |
| 弁償金 | 47 | 56 | -9 |
| 納付金（保険料） | 12,090 | 16,116 | -4,026 |
| 雑入 | 820 | 867 | -47 |
| 合 計 | 81,768,106 | 80,897,441 | 870,665 |

< 一般会計歳出 >

単位：千円

| 款 | 4年度 | 3年度 | 増減 |
|-------|------------|------------|----------|
| 総務費 | 1,857,347 | 2,180,104 | -322,757 |
| 総務管理費 | 3,418 | 4,876 | -1,458 |
| 区民費 | 925,708 | 1,390,452 | -464,744 |
| 徴税费 | 928,221 | 784,776 | 143,445 |
| 福祉費 | 16,272,553 | 15,322,222 | 950,331 |
| 社会福祉費 | 7,649,595 | 7,109,883 | 539,712 |
| 高齢福祉費 | 8,622,958 | 8,212,339 | 410,619 |
| 合 計 | 18,129,900 | 17,502,326 | 627,574 |

※職員人件費・時間外勤務手当は含んでいない。

5 令和3年度 重要事業の取組成果

1 基本方針

■ 適正な財源確保の推進

コロナ禍の長期化や景況の悪化等の中にあっても安定した行政サービスを継続して提供するため、基幹財源である特別区税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料における確・正確な賦課決定を行います。また、キャッシュレス決済の導入等、区民の利便性を高める収納サービスの利用形態を拡充します。合わせて年間の徴収計画に基づく目標管理を徹底し、歳入の確保に努めます。

■ 区民の視点に立った信頼される窓口サービスの提供

区民に信頼される窓口を目指して、コロナ感染症拡大防止策を講じ、正確・迅速・丁寧かつ公平な事務処理及び個人情報保護を徹底していきます。そのため、各課の窓口環境の改善や執務体制を見直し、区民の視点に立った窓口サービスが提供できるよう工夫・強化していきます。

加えて、自治体DX推進計画に基づくシステム標準化に向けた取組や、マイナンバーカードの速やかな交付を推進していきます。

■ 区民の健康保持増進及び医療費の適正化

国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の適正化につなげます。

実施の方向性として、データヘルス計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上に取り組むとともに、高額医療費の要因である糖尿病性腎症等の生活習慣病の発症・重症化予防及び医療費抑制に向けた後発医薬品利用促進等に努め、健康保持増進・健康意識の向上を目指します。

2 重要事業

庁議指定事務事業

| 事業名 | 歳入確保の推進 |
|------|---|
| 事業概要 | 【特別区民税】 1 取組方針 特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。 昨年度は新型コロナウイルス感染症による経済的影響に配慮し、滞納者の生活状況に応じた滞納処分を進める中で、歳入確保の取組みを進めてきました。令和3年度においても経済や雇用は引き続き厳しい状況にあり、納付が困難な方に対しては制度上様々な手法を活用しての細やかな対応が必要となることが予想されます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して収納率向上に向けた取組みを進めます。 |

2 方法・手段等

(1) 方法・手段

- ・課の事務運営方針を定め、年度当初に課長から全職員へ説明会を実施し、課全体で組織目標「特別区税の収納率向上」達成に向けた意識を共有するとともに、納税者の生活状況に応じた納付相談を目指します。
- ・収納対策として、現年分（普通徴収）について早期納付に向けた現年整理班の取組みと、過年度課税分について滞納整理のスキルを生かした徴収を進めます。納付案内センターによる納付勧奨や高額納税者、分割納付者に対する納付管理、夜間・休日相談窓口開設を実施します。滞納繰越分については、財産調査の徹底と差押処分、感染に配慮した搜索を慎重に実施するなど、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使しつつ、丁寧な対応により滞納繰越額縮減を図ります。
- ・納付機会の拡充と納税者の利便性向上に向けて、金融機関・コンビニ・モバイルレジ等、収納形態の多様化を図るとともに、昨年度導入したモバイルレジによるクレジット収納に加え、コード決済等の電子納付決済を導入し、更なる納付のキャッシュレス化を進め、非接触化を図ることでコロナ禍における日常生活に対応します。
- ・国及び都の税務機関との連携を更に強化し、コロナ禍にあってデジタル技術を活用した情報交換や徴税技術向上を図ります。

(2) 体制

- ・普通徴収現年分は納付案内センター活用による計画的な収納対策と、滞納繰越縮減に向け滞納整理班と連携体制を強化します。
- ・特別徴収現年分は、課内調整により整理特別徴収班を増員（1名）し、収納対策の強化に取り組みます。
- ・委託事業による国税徴収実務経験豊かな税務専門相談員を研修講師やアドバイザーとして活用し職員のスキル向上を図ります。

【国民健康保険料】

1 取組方針

制度の安定的な運営及び負担の公平性を担保するため、収納率の目標達成を目指します。

30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされ、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。

新型コロナウイルスの影響を受け、納付が困難な世帯に対しては、前年度から引き続きその状況に十分配慮して納付相談を行うとともに、わかりやすい広報に努めていきます。

2 方法・手段等

(1) 方法・手段

- ・収納対策として、納付案内センターにおける電話・訪問催告や不現住調査等を活用するとともに、夜間・休日相談窓口を実施し、現年分・滞納繰越分の収納率向上を図ります。現年分については滞納整理のスキルを活用して早期納付に向けた徴収を進めます。滞納繰越分については、計画的な財産調査（預金、生命保険、給与等）を徹底して行い、滞納世帯の納付能力を的確に把握して、丁寧な対応による滞納整理を

進めます。

- ・モバイルレジによる口座振替受付サービスやペイジーシステムによるキャッシュカードでの口座振替登録及び口座振替による全期前納払い等納付の勧奨強化に努め、原則口座振替制を更に推進します。
- ・口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ、クレジット収納（モバイルレジ利用）、年金特徴等に加え、納付機会を増やすため令和3年度5月からコード決済収納（LINEPay、PayPay 利用）を導入するなど、納付環境を整備し歳入確保に取り組みます。

(2) 体制

- ・納付相談と調査処分当番の体制で効率的な滞納整理に取り組みます。
- ・納付案内センターとの情報共有を図り、計画的な収納対策を講じます。

【後期高齢者医療保険料】

1 取組方針

後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。

新型コロナウイルスの影響を受け、納付が困難な方に対しては、その状況に十分配慮して納付相談を行っていきます。

2 方法・手段等

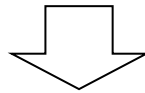
(1) 方法・手段

- ・収納対策として、現年分早期納付に向けて、未納者を早期に抽出して納付案内センターによる納付勧奨を行います。また、複数期滞納されている方には、財産・収入状況の変化に応じ、変更後の収入で納めている他の被保険者との均衡も図り、適切な分納計画を組んで計画的な納付を進めます。滞納繰越分については、効果的な財産調査を進め、財産が確認できる方には個別催告に取り組み、応じない場合は滞納処分を行います。
- ・口座振替の勧奨を推進します。
- ・国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部を占める 75 歳到達者へわかりやすい制度の周知を引き続き検討します。
- ・高額滞納者へは、催告を重点的に実施するとともに、少額滞納者へは年度を通じて、催告を実施します。
- ・口座振替・コンビニ収納・金融機関等に加え、納付機会拡充のために導入されたモバイルレジ・クレジット収納も円滑に進めていきます。
- ・財産調査（預金等）により滞納者の納付能力を把握して滞納整理を進めます。

(2) 体制

- ・納付案内センターを活用し、令和3年度収納対策方針を策定し、これに基づいた計画的な収納対策を講じます。

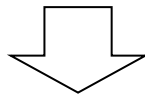
| | | | |
|--------|------------|----------|----------|
| 3年度の目標 | | 現年分収納率 | 滞納繰越分収納率 |
| | 特別区民税 | : 97.29% | 45.05% |
| | 国民健康保険料 | : 86.34% | 20.30% |
| | 後期高齢者医療保険料 | : 98.74% | 26.48% |



| | | | | |
|-----------------|------------------|----------|-----------|-------|
| 取組結果 (3年度実績) | | 現年分収納率 | 滞納繰越分収納率 | |
| | 特別区民税 | : 99.33% | 61.28% | |
| | 国民健康保険料 | : 88.87% | 33.41% | |
| | 後期高齢者医療保険料 | : 99.38% | 43.45% | |
| 取組内容 (3年度実績) | | 区民税 | 国保料 | 後期保険料 |
| | ○業務委託による納付勧奨 | | | |
| | ・電話催告件数 | 55,415 | 45,373 | 9,346 |
| | ・訪問勧奨件数 | 0 | - | - |
| | ○口座振替登録 | | | |
| | ・3年度新規登録件数 | 2,581 | 5,306 | 1,163 |
| | ○差押件数(以下主なもの) | 3,759 | 212 | 18 |
| | ・預貯金 | 2,551 | 110 | 6 |
| | ・生命保険 | 217 | 63 | 1 |
| | ・給与 | 645 | 19 | 0 |
| | ○夜間窓口実施(17時~19時) | | | |
| | ・実施回数 | 21 | 19 | - |
| | ・納付相談件数 | 54 | 84 | - |
| | ・電話催告件数 | 374 | (納付相談に含む) | |
| | ○休日実施事業 | | | |
| | ・実施回数 | 4 | 3 | - |
| | ・臨戸実施件数 | 211 | - | - |
| | ・納付相談件数 | 24 | 15 | - |
| | ・電話催告件数 | 186 | (納付相談に含む) | |
| | ○モバイルバンキング収納 | | | |
| | ・利用件数 | 6,110 | 4,032 | 168 |
| | ○クレジット収納 | | | |
| | ・利用件数 | 9,804 | 4,660 | 150 |
| ○コード決済 | | | | |
| ・利用件数 | 29,315 | 9,826 | - | |

部局重要事務事業

| | |
|---------------|--|
| <p>事業名</p> | <p>マイナンバー法への対応</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>住民基本台帳、特別区税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度等の所管業務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携の確実で安定的な運用を実施するとともに、今後検討されている戸籍情報の情報連携等に対応していきます。また、マイナポータルをはじめとする区民生活の利便性向上に寄与するマイナンバーカードの更なる普及を推進します。</p> |
| <p>3年度の目標</p> | <p>【情報連携の運用】 ○所管業務におけるマイナンバー制度に基づく、各関係機関と情報連携の安定的な運用を実施する。</p> <p>【法改正を踏まえた対応】 ○引き続き、戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入のためのシステム改修等を行う。</p> <p>【交付の推進及び利活用の検討】 ○引き続きマイナンバーカードセンターの安定した運営を行う。 （申請補助 6,000 件（500 件×12 ヶ月）） ○普及啓発を目的に、確定申告会場等で出張型申請補助を実施する。 （40 回程度） ○大田区の人口に対するマイナンバーカードの交付率 47%を目指す。 （120,000 枚）</p> |

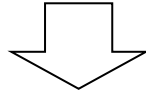


| | |
|-------------------------|---|
| <p>取組結果 （3年度実績）</p> | <p>【情報連携の運用】 ○所管業務におけるマイナンバー制度に基づく各関係機関と情報連携し、安定的な運用を図った。</p> <p>【法改正を踏まえた対応】 ○戸籍にマイナンバーを関連付ける戸籍附票システムを改修した。 ○住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存年限を 150 年間に延長した。 （住民票 R3.6～、戸籍の附票 R4.1～）</p> <p>【交付の推進及び利活用の検討】 ○大田区マイナンバーカードセンターの安定的な運営を行った。 （延来庁者 35,593 人、交付 17,006 人、申請補助 5,598 件） ○普及啓発を目的とし、大森青色申告会にて出張申請補助を実施した（3日間合計 37 名※感染拡大防止のため予約制）。確定申告会場での出張申請補助は新型コロナ感染症感染拡大防止のため中止となったが、代替として会場に普及啓発用ポスターを掲出し、カードセンターのチラシ及び啓発品を配架した。 ○マイナンバーカードの交付窓口について、区役所 1 階 7 窓、マイナンバーカードセンター 5 窓を維持し、特別出張所職員の協力を得て区役所 2 階臨時窓口を増やす（5 窓→9 窓）とともに、特別出張所での交付体制を強</p> |
|-------------------------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>化した（3所→12所、週3日→5日）。区役所6階健康政策部執務環境の改善のため8月22日に臨時窓口を閉鎖した後、区役所1階（約780枠/週）及びマイナンバーカードセンター（約260枠/週）の時間当たりの交付枠数を増やし体制を維持した（区全体で約100枠/週の増）。</p> <p>○区内に本籍のある区外在住者もコンビニ等から戸籍証明を取得できるようコンビニ交付システムを改修した。</p> <p>○大田区の人口に対するマイナンバーカードの交付率47.3%を達成した。（120,475枚）</p> |
|--|--|

| | |
|---------------|---|
| 事業名 | 国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業 |
| 事業概要 | <p>国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。実施の方向性として、計画に掲げる健康課題に沿って、特定健診受診率の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防及び健康保持増進・健康意識の向上等に努めます。</p> |
| 3年度の目標 | <p>1 データヘルス計画の推進</p> <p>①【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能を活用した受診勧奨の実施 ・「受診済シール・受診勧奨カード」の医療機関への設置 ・「白紙受診票」の配布 ・人間ドック受診助成 800件 ・事業者健診のデータ活用事業の周知 <p>② 特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課との連携強化（多様な実施方法の検討） ・一部医療機関での保健指導の試行 <p>③【早期介入保健事業（39歳以下被保険者の健康診査等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査利用後の医療機関受診状況等を検証し、効果的な事業を検討する。 <p>④【糖尿病性腎症等重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会と連携し事業の拡充を図る。プログラム参加者40人 <p>⑤ 医療機関受診勧奨等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨 ・介護認定要支援者で健診未受診者に健診受診勧奨を実施 <p>⑥ 歯科保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周病未治療者等への受診勧奨 <p>⑦【後発医薬品利用促進】 通知件数36,000件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用差額通知を毎月発送。後発医薬品普及率目標80% <p>⑧【適正な受診・服薬の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会と連携した東京都モデル事業の取組 （重複多剤服薬管理指導の対象者抽出・勧奨、薬剤師による服薬指導、効果検証） |

- ⑨ 健康づくりの取組支援
 - ・全区民対象の健康ポイント事業への支援
- ⑩ その他
 - ・広報を活用した情報発信について被保険者へのPRを推進する。
 - ・禁煙への支援について周知方法を検討する。
 - ・地域包括ケアに係る取組について関係課と協議する。

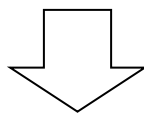


**取組結果
(3年度実績)**

- 1 データヘルス計画の推進 ※令和3年度末実績
- ① 【特定健康診査】
 - ・人工知能を活用した受診勧奨を実施（2回、延べ104,400件）した。
 - ・「受診済シール・受診勧奨カード」を医療機関（医療機関（医師会）、薬局（薬剤師会））に設置した。
 - ・「白紙受診票」を医療機関に配布した。
 - ・人間ドック受診助成を実施（831件）した。
 - ・事業者健診のデータ活用事業を周知し、データを活用（15件）した。
 - ② 特定保健指導
 - ・健康づくり課と随時打合せや情報共有を実施した。
 - ・一部医療機関での保健指導を試行（3か所）した。
 - ③ 【早期介入保健事業（39歳以下被保険者の健康診査等）】
 - ・38,39歳の被保険者に簡易血液検査キット送付事業を実施した。申請者数は上限の200件に達した。
 - ・効果検証を実施（40歳代の特定健診受診率：19.8%（R2）、次年度の健診希望率：78.6%）した。
 - ④ 【糖尿病性腎症等重症化予防】
 - ・協力医認定証交付制度を新設し交付（19か所）した。
 - ・管理栄養士等連絡会を実施（2回）した。
 - ・参加者への保健指導（20人）、フォローアップ（14人）を実施した。
 - ・これまでの参加者において透析への移行者は出ていない。
 - ⑤ 医療機関受診勧奨等
 - ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者に医療機関受診勧奨を実施（抽出対象者494人）した。
 - ・介護認定要支援者で健診未受診者（抽出対象者8名）に、電話による聴き取り及び受診勧奨を実施した。
 - ⑥ 歯科保健事業
 - ・歯周病未治療者等（378人）に受診勧奨を実施した。

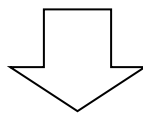
| | |
|--|--|
| | <p>⑦【後発医薬品利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用差額通知を毎月発送（33,930件）し、普及率は前年度比0.5ポイントアップの75.8%となった。 <p>⑧【適正な受診・服薬の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会と連携した東京都モデル事業を実施し、抽出対象者（132人）に服薬指導勧奨及び服薬通知を送付した。 ・服薬指導を実施（4人）した。（申込者7人中3人辞退） ・服薬状況の改善割合を検証（参加者13.4%、通知者20.5%）した。 <p>⑨ 健康づくりの取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全区民対象の健康ポイント事業への支援として、国保加入時に配布するチラシ「健診フローチャート」に事業PRと健康ポイントが付与されるしゅみを掲載した。 <p>⑩ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報を活用した情報発信について、区報・HPの他、健診フローチャートを配布し、各種事業のPRを実施した。 ・禁煙への支援について現状把握に努め事業検討を継続している。 ・地域包括ケアに係る取組について関係課との検討を継続している。 |
|--|--|

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 駅前滞留者対策 |
| 事業概要 | 蒲田駅周辺滞留者対策協議会を設置し、協議会の開催や訓練を実施するなど、帰宅困難者対策に取り組みます。 |
| 3年度の目標 | <p>1 協議会の開催及び一時滞在施設の設置訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蒲田駅周辺滞留者対策協議会の開催 2回 ○帰宅困難者一時滞在施設の設置訓練 1回 |



| | |
|-----------------|--|
| 取組結果 (3年度実績) | <p>1 協議会の開催及び一時滞在施設の設置訓練</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、協議会について書面により実施した。</p> <p>また、帰宅困難者対策における課題を抽出するための映像資料を作成。協議会委員に配布、各自で視聴のうゑ「災害への備え」の検証を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 協議会 令和3年9月開催（書面会議） ・第2回 協議会 令和4年3月開催（書面会議） ○「災害への備え」の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・検証期間：令和3年11月5日～12月10日 |
|-----------------|--|

| | |
|--------|--|
| 事業名 | 国民健康保険傷病手当金の給付 |
| 事業概要 | 国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に、その療養のために一定期間会社等を欠勤し、給与等の支払いを受けることができなかった場合、傷病手当金を支給します。 |
| 3年度の目標 | 1 制度の周知 ○チラシ配布 ○ホームページによる周知 2 素早く正確な給付による財政支援 ○書類確認後、1ヶ月程度で入金 3 歳入の確実な確保 ○特別調整交付金の請求 |



| | |
|-----------------|---|
| 取組結果 (3年度実績) | 1 制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証更新時のチラシに案内を掲載した。 (9月 102,000 枚) ・ホームページによる周知 ・適用期間を3回延長 ・現在の適用期間は、令和2年1月1日～令和4年6月30日 2 実績 <ul style="list-style-type: none"> ・申請数 185 件 支給数 149 件 支給金額 9,658,045 円 支給日数 延べ1,546 日間 内訳) 令和3年度申請分 <ul style="list-style-type: none"> 申請件数 140 件 支給金額 6,621,283 円 令和2年度申請分 <ul style="list-style-type: none"> 申請件数 45 件 支給金額 3,036,762 円 |
|-----------------|---|

6 各課の事務事業

4年度予算額は当初予算額で表しています。

(1) 戸籍住民課

I 戸籍関係事務 (根拠法令…戸籍法)

- 概要**
- 戸籍に関する届出の受付及び各種証明書の発行事務を行う。
 - 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整を行う。
 - 戸籍に関する統計、埋火葬許可等付帯事務を行う。
 - 平成19年1月から新戸籍システムを稼働させ、戸籍事務等を行っている。

◆戸籍とは

戸籍とは親子、夫婦など個人の身分関係を登録・公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されている。この戸籍のある場所を本籍という。登録は戸籍に関する届出等により、公証は戸籍全部・個人事項証明書等の発行により行われる。戸籍全部・個人事項証明書等の発行は、本籍地の役所で発行することとなっているが、大田区に本籍のある大田区の住民は、平成30年2月からマイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになった。令和3年10月からは、住所地が区内・区外に関わらず、大田区に本籍があれば、全国のコンビニエンスストア等で取得できるよう対象者の拡充を行った。

戸籍の証明手数料

| 証明の種類 | 内容 | 手数料 | 請求者 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------|---|
| 戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本) | 戸籍記載者全員(一部)の写し | 450円 | 戸籍に記載されている本人かその家族(父母、子、孫、祖父母)それ以外の方が請求する場合は問合せが必要 |
| 除籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本) | 除籍記載者全員(一部)の写し | 750円 | |
| 改製原戸籍謄(抄)本 | 改製された戸籍の全部(一部)の写し | 750円 | |
| 戸籍全部・個人事項証明書(コンビニ交付、現在戸籍のみ) | 戸籍記載者全員(一部)の写し | 400円 | マイナンバーカードを所持し、大田区に本籍のある住民 ※大田区外の住民は、事前に「利用登録申請」が必要 |
| 戸籍届出書の受理証明書 | 戸籍が受理されたことの証明 *上質紙 | 350円 *1,400円 | 届出人 |
| 身分証明書 | | 300円 | 本人 *本人以外の場合は承諾書か委任状が必要 |

II 住民基本台帳、印鑑証明等関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、大田区印鑑条例)

- 概要**
- 住民基本台帳、印鑑登録に関する申請等の受付、各種証明事務を行う。
 - ・住民異動届、印鑑登録申請等の受付
 - ・住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、住所異動に伴う国民健康保険証・就学通知書等の交付
 - 諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整、住民基本台帳に関する統計等付帯事務を行う。
 - 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を行う。
 - ・広域交付住民票の交付等
 - マイナンバーカード関連事務を行う。

- 公的個人認証サービス事務を行う。
 - ・官公庁に対する電子申請（国税申告、社会保険関係等）を行うためのマイナンバーカードに付帯する電子署名の提供
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー被害者等に対する支援措置事務を行う。
- 電子申請サービス事務を行う。
 - ・住民票の写し交付申請、住民票記載事項証明書交付申請、住居表示の変更証明申請
- 平日夜間、日曜日窓口を開設する。
 - ・月、木曜日午後5時から午後7時まで（祝日及び12月29日から1月3日（以下、「年末年始」という。）を除く）、日曜日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）開設
 - ・現在戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付及び住民票記載事項証明の認証、住民異動届書及び印鑑登録申請書の受領
- パソコン・スマートフォンから、住民票の写し等の交付申請書等の申請書作成を行う。
- パソコン・スマートフォンから、転出届、転居届の窓口予約を行う。

◆住民票（住民基本台帳）

小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入、子どもの予防接種やワクチン接種などは、住民基本台帳に記録されることが必要。

住民票関係の届出：住所の異動や世帯の内容が変わったときは、すみやかに届出が必要

| 届出の種類・期間 | ケース | 届出に必要なものなど | 届出人 |
|------------------------|---------------------------------|--|--------------------|
| 転入届(*1) 引越から14日以内 | 区外から大田区に住所を移した | 前住所の区市町村が発行した 転出証明書、マイナンバーカード | 本人または世帯主 (*2・3) |
| 転出届(*1・4) 引越の14日前から | 区外へ住所を移す | *国民健康保険証、介護保険証、乳 幼児医療証、後期高齢者医療被保険 者証などをお持ちの場合は返却する | |
| 転居届 引越から14日以内 | 区内で住所を移した | マイナンバーカード | |
| 世帯変更届 変更があつてから14日以内 | 世帯主が変わった 世帯を別にした 世帯を一緒にした | | |

- (*1) マイナンバーカード又は住基カードの所有者が転出届の際に、「転入届の特例」を希望した場合、紙の転出証明書の発行を受けずに、カードを利用した転入届・転出届をすることができる。
- (*2) 届出の際には、届出人本人の確認ができるものが必要。
- (*3) 代理人本人による届出の場合は、「委任状」と代理人本人の確認ができる書類が必要。
上記(*2)、(*3)ともに本人の確認ができるものは、マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど。
- (*4) 郵送による届出も可能。

◆住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明。

| 申請時に必要なもの | 手数料 | 申請場所 |
|---|---------|------------------|
| 申請人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証、保険証、パスポートなど） | 1通 300円 | 戸籍住民窓口 各特別出張所 |

*代理人による申請も可。「委任状」と代理人の本人確認書類が必要。

*日曜日や夜間（月、木）の申請（戸籍住民窓口のみ）、郵便での請求も可。

◆広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができる。

| 申請に必要なもの | 手数料 | 申請・受取窓口 | 備考 |
|--|-------------------------|---|--|
| 申請本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 | 各区市町村により異なる（大田区は1通300円） | 戸籍住民窓口、各特別出張所 ※月～金曜（祝日、年末年始除く）9時～17時 | 戸籍（本籍、筆頭者）、転出者などの消除者、転居（区内の住所変更）事項は記載されない。 |

◆印鑑登録

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票がある方。ただし、15歳未満の方と成年被後見人は登録できない（注）。登録は1人1個に限る。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出し、改めて印鑑の登録が必要。

（注）成年被後見人が同行した場合は、登録できる。

印鑑登録の手続き

| 手続きする人 | 登録する印鑑のほかに必要なもの | 登録日 | 申請窓口 | 備考 |
|--------|--|---------|------------------|--|
| 本人 | 次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの（有効期間内のマイナンバーカード・運転免許証、パスポートなど） ②外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書（印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など） | 即日（申請日） | 戸籍住民窓口 各特別出張所 | 登録する印鑑には、大きさや印刻文字等に制限がある。 登録した方には、印鑑登録証を渡す。 |
| | 上記①②③のいずれの書類もない場合は、本人あてに郵便で回答書を送付。 | 回答書持参の日 | | |
| 代理人 | 委任状*本人あてに郵便で回答書を送付。 | | | |

印鑑登録証明書

| 申請に必要なもの | 手数料 | 申請、受取窓口 |
|----------|------|--------------|
| 印鑑登録証 | 300円 | 戸籍住民窓口、特別出張所 |

*代理人による申請も可。

*日曜日や夜間（月、木）の申請可（戸籍住民窓口のみ）。

◆パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、転出届、転居届の申請書等をあらかじめ作成することができる。作成された申請書等情報は二次元コード化され、戸籍住民窓口に表示することにより申請ができる。特別出張所では取り扱っていない。

◆パソコン・スマートフォンから転出届、転居届の窓口予約

区ホームページから、転出又は転居の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約することができる。予約完了後に受付番号が送信されるので、戸籍住民窓口で受付番号を提示する。

予約は、転出届は2週間先まで、転居届は引っ越しが終わった後の日付でできる。特別出張所では取り扱っていない。

*転出届、転居届は、区ホームページから作成することができる。

◆マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなど証明書を取得できる。利用する際には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと暗証番号（数字4ケタ）が必要である。

| 交付できる証明書 | 利用対象者 | 証明書1通あたりの手数料 | 交付場所 | 利用可能時間 (システムメンテナンス日を除く) |
|---|--|--------------|---|--|
| 戸籍証明書 全部事項証明書 個人事項証明書 | 大田区に本籍のある住民*1 | 400円 | コンビニエンスストア等*2 大田区役所本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター | 【平日月から金曜】(年末年始は除く。) 午前9時から午後5時まで |
| 住民票の写し 印鑑登録証明書 税証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書 | 大田区の住民 (印鑑登録証明書を取得するためには、事前に大田区の窓口で印鑑登録が必要) | 250円 | コンビニエンスストア等*2 大田区役所本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター | 【平日月から金曜及び土日祝日】 午前6時30分から午後11時まで 【平日夜間月曜・木曜】 午前8時30分から午後5時まで 【平日夜間月曜・木曜】 午後5時から午後7時まで 【日曜】(年末年始は除く。) 午前9時から午後5時まで 【平日月から金曜】 午前9時から午後7時まで 【土曜・日曜】(第3土曜と翌日曜、祝日、年末年始は除く。) 午前9時から午後5時まで |

*1 大田区外の住民は、事前に「利用登録申請」が必要。また、利用登録申請及び交付は、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機に限る。

*2 多機能端末機を設置している店舗に限る。

◆個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となった場合は、届出をした日から3週間程度で個人番号通知書が地方公共団体情報システム機構から世帯主宛てに簡易書留で発送される。

【参考】通知カード（紙製のカード）（令和2年5月25日廃止）

制度廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、性別、生年月日が住民票と一致してい

る場合に限り、個人番号を証する書類として使用できる。

◆マイナンバーカード（顔写真付きのカード）

マイナンバーカードの申請は、郵送、パソコン、スマートフォン等で行う。

申請に必要な交付申請書は、戸籍住民課、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンターに本人確認できるものを持参し、受け取ることができる（住所・氏名等に変更があった場合は、変更後の住所・氏名等が記載された交付申請書を使用する。）。

マイナンバーカードの交付準備が整い次第、戸籍住民課から住所地宛に交付通知書（通知書兼照会書）を送付する。

交付通知書の案内に沿って事前に交付場所及び日時を予約の上、予約日に必要書類を持参して受け取ることができる。申請から受取までは、通常1～2か月程度要する。

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目の誕生日（未成年者は5回目の誕生日）まで。外国籍の住民で在留期間に定めのある場合は、在留期間の満了日まで。

※令和4年4月1日以前に20歳未満で申請した場合は5回目の誕生日まで。

◆マイナンバーカード申請補助事業

本庁舎（※）及び大田区マイナンバーカードセンターにて、マイナンバーカードの作成を希望する方を対象に、顔写真の撮影から申請までをお手伝いする申請補助事業（予約者優先）を実施している。平日及び土日（第3土曜と翌日の日曜を除く）の午前9時から午後4時30分（大田区マイナンバーカードセンターは、平日は午後6時30分）まで（※本庁舎は一時休止中）。

なお、申請補助事業は予約の方優先でご案内する（予約は希望日時の3時間前まで可能）。

【予約先】大田区マイナンバーコールセンター

0570-03-3370（平日午前9時から午後5時まで）

◆その他のマイナンバーカードの手続き

| 届出 | 手続きに必要なもの | 申請窓口 | 備考 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|----------------------------------|
| 紛失 （一時停止） | 右記に連絡 | マイナンバーカード 総合フリーダイヤル (0120-95-0178) | 自宅以外で紛失した場合は、警察へ 遺失届を行う。 |
| 発見 （一時停止解除） | 発見したマイナンバーカードと本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等） | 戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター | |
| 再交付 | 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等） | 戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター | 新しいマイナンバーカードの交付時に再交付手数料1000円かかる。 |
| 電子証明書の新規発行・更新 | マイナンバーカード | 戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター | 原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。 |
| 暗証番号の再設定 （ロック解除） ※1 | マイナンバーカード | 戸籍住民窓口、特別出張所、大田区マイナンバーカードセンター | 原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問合せが必要。 |
| 有効期限の変更 （外国人住民） | マイナンバーカードと新しい在留カード | 戸籍住民窓口、大田区マイナンバーカードセンター | マイナンバーカードの有効期限までに来庁が必要。 |

- ※1 住民基本台帳用、券面事項入力補助用及び利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4ケタ）は3回連続、署名用電子証明書の暗証番号（英数字6ケタ以上16ケタ以下）は5回連続で入力を誤った場合、ロックがかかる。

◆公的個人認証サービス

インターネットを使って官公庁に電子申請をする際の本人確認の手段となる電子証明書を提供するものである。電子証明書はマイナンバーカードのICチップに標準搭載され、有効期限は発行から5回目の誕生日まで。電子証明書に係る手続きができるのは、原則、本人のみ（代理人の場合は事前に問合せが必要）。

◆大田区マイナンバーカードセンター

区民へのマイナンバーカードの普及啓発による交付拡大と、増加するマイナンバーカード関連事務へ迅速に対応することにより、区民の利便性向上を目指し開設した。JR大森駅から徒歩1分という好立地に加え、平日夜間や土日も窓口を開くことで、より多くの区民の方にマイナンバーカードを利用していただく環境を提供している。

- ・所在地：東京都大田区山王二丁目3番7号 大森まちづくり推進施設1階
- ・開庁時間：平日 午前9時から午後7時まで（受付は午後6時30分まで）
 土日 午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）
 （第三土曜日とその翌日の日曜日、休日、年末年始を除く）

・サービス内容：

- マイナンバーカードの交付等
- マイナンバーカード申請補助事業等
- その他のマイナンバーカードの手続き
- マイナンバーカード対応証明書交付機
- マイナポイントの申し込みの支援

III 住居表示関係事務（根拠法令…住居表示に関する法律）

- 概要
- 新築家屋の住居表示番号を付定し、住居番号表示板を交付する。
 - 住居表示変更証明書を交付する。
 - 街区符号表示板の整備を行う。
 - 街区の変更、街区案内板の管理を行う。

住居表示実施状況等（令和4年4月1日現在）

| | |
|-----------|----------------------------|
| 全面積 | 61.86 k m ² |
| 公有水面 | 0.65 k m ² |
| 市街地面積 | 61.86 k m ² |
| 住居表示実施面積 | 60.90 k m ² |
| 住居表示未実施面積 | 0.96 k m ² （※注） |
| 総町丁目数 | 218 町丁目 |
| 総街区数 | 6,178 街区 |

（※注）住居表示未実施地域
羽田空港三丁目（D滑走路）

街区案内板数（令和4年4月1日現在）

| | |
|-------|-----|
| 街区案内板 | 6 基 |
|-------|-----|

令和3年度街区案内板・街区符号表示板設置状況等

| | |
|---------------|---------|
| 街区案内板の増設・撤去 | 0 基 |
| 新築家屋の住居表示番号付定 | 1,789 件 |
| 住居表示変更証明書の交付 | 120 件 |

IV 郵送請求関係事務 (根拠法令…戸籍法、住民基本台帳法)

概要 ○郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等の交付を行う。

*請求先 〒144-8621 蒲田5-13-14

大田区役所戸籍住民課郵送担当 電話 5744-1233 (戸籍関係)

電話 5744-1676 (住民票関係)

*請求方法 請求者の住所、氏名、続柄、日中の連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記の上、①手数料(定額小為替又は現金書留)と②返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付したもの)③本人確認書類(免許証、保険証などの写し)を同封する。

*大田区の戸籍で続柄が確認できない時は、関係戸籍(写し)の添付が必要な場合がある。また、別世帯の家族又は第三者が請求する場合は、委任状(権利行使及び義務履行等の正当な利害関係のある場合は利害関係のわかる関係書類)の添付が必要となる。

なお、返送先は請求者の住所が原則となる。

| 請求するもの | 必要事項 |
|-------------------------|---|
| 戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本) | ①本籍 ②筆頭者(戸籍の一番初めに記載されている方) ③全部・個人の別(個人の場合は必要な方の氏名) ④通数 ⑤使用目的等 |
| 住民票 | ①住所 ②世帯主 ③世帯全員または一部(必要な方の氏名) ④続柄、本籍地記載の有無 ⑤通数 ⑥使用目的等 |

V 外国人住民関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)

概要 ○特別永住者に関する特別永住許可事務を行う。

・特別永住許可の申請

○中長期在留者等に関する市区町村在留関連事務を行う。

・特別永住者証明書の有効期間更新、再交付申請等の受付

・特別永住者証明書の交付

・中長期在留者等の住居地届出の受付

○法務省との情報連携を行う。

・外国人住民の氏名、国籍等の変更や在留資格の変更等の住基法第30条の50通知の住民記録への反映

・外国人住民の住居地届出に係る市町村通知の送付

○法務省との連絡調整を行う。

○特別出張所窓口との連絡調整を行う。

◆住民票が作成される外国人

| 在留の区分 | 有効期間 |
|----------------------------------|---|
| (1) 中長期在留者 | 在留期間が3か月を超える者に在留カードが交付される(*注)。 一例:永住者、技術・人文知識・国際業務等の就労資格、留学、日本人の配偶者等、定住者、特定活動 他 (*注)在留資格が短期滞在・外交・公用の者、3か月以下の在留期限が決定された者、仮放免者、在留資格の無い者は、中長期在留者に該当せず住民票の対象外となる。 |
| (2) 特別永住者 | 終戦前から引き続き本邦に在留している者で、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫として本邦で出生した者に対し、特別永住者証明書が交付される。 |
| (3) 一時庇護対象者 又は仮滞在許可者 | 一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。 |
| (4) 出生による経過滞在者 又は国籍喪失による経過滞在者 | 出生届・国籍喪失届出をした者は、その事由発生年月日から60日は在留資格を有することなく在留することができる。60日を超えて日本に在留する者は、事由発生年月日から30日以内に地方出入国在留管理局に在留資格の取得を申請しなければならない。 |

※外国人住民への住民基本台帳法の適用は、平成24年7月から

◆特別永住者証明書の更新

特別永住者証明書の有効期間が到来する特別永住者に対し、更新勧奨を行う。

| 年齢 | 申請期間 | 必要書類 |
|-------|----------------|---------------------------------------|
| 16歳未満 | 16歳の誕生日の6か月前から | 特別永住者証明書、パスポート(ない場合は不要)、写真(縦4cm×横3cm) |
| 16歳以上 | 有効期間満了日の2か月前から | |

*従前の外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされるのは、16歳未満のみ。

*特別永住者証明書の交付は、申請から概ね2週間を要する。

◆住居地届出に関する手続き

本邦に在留する中長期在留者及び特別永住者は、住居地を定めてから14日以内に、市区町村に住居地の届出を行うこととされている。(出入国管理及び難民認定法第19条の7、第19条の8、第19条の9及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条)

| 届出の種類 | 届出期間 | 必要書類 |
|-----------------|-------------------------------|--------------|
| 入国したとき | 大田区に住居地を定めた日から14日以内 | 在留カード等、パスポート |
| 新たに中長期在留資格を得たとき | 資格変更許可日または大田区に住居地を定めた日から14日以内 | 在留カード、パスポート |
| 大田区から転出するとき | 引越の14日前から | 在留カード等 |
| 大田区に転入するとき | 引越から14日以内 | 転出証明書、在留カード等 |
| 大田区内の転居 | 引越から14日以内 | 在留カード等 |

VI おくやみコーナー

概要 23区では初めてとなる「おくやみコーナー」を、令和2年10月1日から本庁舎1階戸籍住民窓口に開設し、各種手続き窓口をご案内するほか、状況に応じたご相談をお受けすることで、ご遺族の負担の軽減につとめている。

身近な方が亡くなられたあとに必要な手続きは、多い方で30項目にもおよび、ご遺族の大きな負担となっている。ご遺族の方へ少しでもお役に立てることを願い、死亡届出後に必要な区役所での手続きの他、区役所以外も含めた各種手続き・窓口などの情報をまとめて、わかりやすくご案内する「ご遺族の方へ～おくやみ手続きガイド～」（冊子）を作成した。

「おくやみコーナー」では、このガイドブックを活用し、ご遺族の状況に応じた各種手続きについてのご相談をお受けしている。

○開設時間：午前9時から午後4時まで（土日祝、年末年始除く）

※事前予約制 おおむね30分程度

○予約受付：03-5744-1185（平日午前8時30分から午後5時まで）

○その他：ガイドブックは、死亡届出の際に、窓口でご遺族に配布する他、ホームページからダウンロードしてもご利用いただける。



VII 参考資料

【戸籍住民窓口】

平日：午前8時30分～午後5時まで

平日夜間（月、木）：午後5時～午後7時まで

日曜：午前9時～午後5時まで

取扱窓口一覧

| 内 容 | 取扱い窓口など | | | | | | 料金 |
|-------|--|-------------|-----|------------------|-------|-----|------|
| | 戸籍住民窓口 | | | 本庁舎 宿直室 受付 | 特別出張所 | | |
| | 通常 | 夜間 (月、木) | 日曜 | | 平日 | 郵送 | |
| 届出など | 戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の 際の氏を称する届、死亡届（埋火 葬許可証の発行）転籍届など*1 | ○ | *2○ | *2○ | *2○ | ○ | |
| | 住民登録の届出 転入届、*3転出届、転居届、世帯変更届など | ○ | *4○ | *4○ | | ○ | |
| | 印鑑登録 | ○ | *5○ | *5○ | | ○ | 100円 |
| | 新築届 | ○ | | | | | ○ |
| | 特別永住者証明書交付申請など | ○ | | | | | |
| | 外国人住民の住居地届出 | ○ | | | | ○ | |
| | マイナンバーカードの手続き | ○ | | *8○ | | *9○ | |
| 証明書など | 戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本） | ○ | *6○ | *6○ | | ○ | 450円 |
| | 除籍謄（抄）本 | ○ | | | | ○ | 750円 |
| | 改製原戸籍謄（抄）本 | ○ | | | | ○ | 750円 |
| | 戸籍届書の受理証明 | ○ | | | | ○ | 350円 |
| | 身分証明書 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 300円 |
| | 戸籍の附票の写し | ○ | *6○ | *6○ | | ○ | 300円 |
| | 住民票の写し | ○ | *7○ | *7○ | | ○ | 300円 |
| | 住民票記載事項証明 | ○ | *7○ | *7○ | | ○ | 300円 |
| | 不在籍・不現住証明書 | ○ | | | | ○ | 300円 |
| | 印鑑登録証明書 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 300円 |
| | 納課税等証明 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 300円 |
| | 転出証明書 | ○ | | | | ○ | ○ |

*1 この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの届出がある。

*2 届書のお預かりのみ。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行う。

*3 転出届については、郵送でも取り扱う。

*4 日本国籍の方の届出のお預かりのみ。マイナンバーカードの住所変更は、翌日以降の取扱いになる。

*5 日本国籍の方の申請書のお預かりのみ。

*6 本人、同一戸籍の方からの請求のみ取り扱う。

*7 本人、同一世帯員（消除者を除く）からの請求のみ取り扱う。

*8 毎月第三土曜の翌日曜は業務を休止する。

*9 マイナンバーカードの交付は、月～金曜、大森西・入新井・馬込・池上・嶺町・久が原・雪谷・千束・羽田・六郷・矢口・蒲田東特別出張所で実施している。

表 1

令和 3 年度手数料

単位：円

| 種 類 | 戸籍住民課 | 特別出張所 | 計 | 2 年度計 | 元年度計 | 30 年度計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 戸籍証明 | 54,843,650 | 29,630,500 | 84,474,150 | 83,187,550 | 94,059,150 | 97,025,150 |
| 住民基本台帳証明・閲覧 | 52,656,700 | 58,794,700 | 111,451,400 | 119,090,400 | 121,182,300 | 125,299,200 |
| 印鑑証明 | 13,257,900 | 35,131,700 | 48,389,600 | 55,935,100 | 59,026,300 | 62,085,400 |
| 計 | 120,758,250 | 123,556,900 | 244,315,150 | 258,213,050 | 274,267,750 | 284,409,750 |

表 2

令和 3 年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

| 種類 | 戸籍住民課 | | | 特別出張所 | | | 計 | | | 2 年度 | 元年度 | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 有料 | 無料 | 計 | 有料 | 無料 | 計 | 有料 | 無料 | 計 | | | |
| 戸籍 | 謄抄本 | 49,120 | 24,205 | 73,325 | 40,443 | 6,477 | 46,920 | 89,563 | 30,682 | 120,245 | 122,289 | 143,472 |
| | 除籍謄抄本 | 40,781 | 29,003 | 69,784 | 14,416 | 2,213 | 16,629 | 55,197 | 31,216 | 86,413 | 85,658 | 83,083 |
| | 受理証明書 | 5,917 | 51 | 5,968 | 1,715 | 28 | 1,743 | 7,632 | 79 | 7,711 | 6,435 | 7,883 |
| | 小計 | 95,818 | 53,259 | 149,077 | 56,574 | 8,718 | 65,292 | 152,392 | 61,977 | 214,369 | 211,382 | 234,438 |
| 住民基本台帳 | 住民票等* | 175,235 | 47,715 | 222,950 | 193,722 | 22,328 | 216,050 | 368,957 | 70,043 | 439,000 | 468,988 | 469,648 |
| | 広域交付住民票 | 287 | 0 | 287 | 250 | 0 | 250 | 537 | 0 | 537 | 601 | 711 |
| | 閲覧 | 1 | 11 | 12 | 202 | 587 | 789 | 203 | 598 | 801 | 866 | 1,228 |
| | 小計 | 175,523 | 47,726 | 223,249 | 194,174 | 22,915 | 217,089 | 369,697 | 70,641 | 440,338 | 470,455 | 471,407 |
| 印鑑 | 登録 | 10,935 | 27 | 10,962 | 14,723 | 64 | 14,787 | 25,658 | 91 | 25,749 | 27,103 | 27,657 |
| | 廃止届出等 | 0 | 1,732 | 1,732 | 0 | 3,622 | 3,622 | 0 | 5,354 | 5,354 | 5,988 | 6,243 |
| | 証明 | 40,548 | 95 | 40,643 | 112,198 | 630 | 112,828 | 152,746 | 725 | 153,471 | 180,934 | 188,134 |
| | 小計 | 51,483 | 1,854 | 53,337 | 126,921 | 4,316 | 131,237 | 178,404 | 6,170 | 184,574 | 214,025 | 222,034 |
| 計 | 322,824 | 102,839 | 425,663 | 377,669 | 35,949 | 413,618 | 700,493 | 138,788 | 839,281 | 895,862 | 927,879 | |

*住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む

表 3

本籍数、本籍人口数

| | 本籍数 | 本籍人口 |
|----------------|---------|---------|
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 281,769 | 653,024 |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | 282,272 | 655,587 |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | 282,667 | 657,673 |

表 4

令和 3 年度戸籍処理件数

| 種別 | 件数 |
|---------|--------|
| 新戸籍編製 | 5,052 |
| 戸籍全部消除 | 5,557 |
| 再製・補完 | 10 |
| その他 | 71 |
| 人口動態調査* | 17,544 |
| 計 | 28,234 |
| 2 年度計 | 27,685 |
| 元年度計 | 29,831 |

*出生、死亡、婚姻、離婚、死産

表5

令和3年度戸籍届出件数

| 種 類 | 受 理 | | | 送付 | 計 |
|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 本籍人 | 非本籍人 | 小計 | | |
| 出生 | 2,569 | 2,382 | 4,951 | 2,093 | 7,044 |
| 死亡 | 4,657 | 2,606 | 7,263 | 3,397 | 10,660 |
| 婚姻 | 2,765 | 1,425 | 4,190 | 3,238 | 7,428 |
| 離婚 | 851 | 187 | 1,038 | 517 | 1,555 |
| 転籍 | 1,589 | 23 | 1,612 | 1,578 | 3,190 |
| その他 | 2,114 | 371 | 2,485 | 1,059 | 3,544 |
| 計 | 14,545 | 6,994 | 21,539 | 11,882 | 33,421 |
| 2年度計 | 14,445 | 6,923 | 21,368 | 11,656 | 33,024 |
| 元年度計 | 15,733 | 7,074 | 22,807 | 12,628 | 35,435 |

表6

住民基本台帳世帯、人口、印鑑登録数（令和4年4月1日現在 外国人住民含む）

| 特別出張所 | 世帯数 | 人 口 | | | 印鑑登録数 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 男 | 女 | 計 | |
| | (世帯) | (人) | (人) | (人) | (件) |
| 大森東 | 10,579 | 10,295 | 9,206 | 19,501 | 10,848 |
| 大森西 | 35,041 | 30,235 | 29,345 | 59,580 | 32,158 |
| 入新井 | 23,386 | 20,785 | 20,326 | 41,111 | 22,125 |
| 馬込 | 30,641 | 27,871 | 28,557 | 56,428 | 29,956 |
| 池上 | 24,389 | 22,291 | 23,146 | 45,437 | 25,508 |
| 新井宿 | 11,470 | 10,701 | 10,855 | 21,556 | 12,280 |
| 嶺町 | 13,744 | 12,244 | 13,859 | 26,103 | 14,526 |
| 田園調布 | 10,488 | 9,943 | 11,564 | 21,507 | 12,962 |
| 鶉の木 | 14,479 | 12,386 | 13,791 | 26,177 | 14,539 |
| 久が原 | 13,760 | 14,187 | 14,991 | 29,178 | 16,858 |
| 雪谷 | 31,057 | 29,632 | 32,121 | 61,753 | 33,892 |
| 千束 | 13,570 | 11,523 | 13,102 | 24,625 | 13,370 |
| 糇谷 | 22,172 | 19,081 | 19,855 | 38,936 | 21,070 |
| 羽田 | 21,398 | 19,307 | 19,149 | 38,456 | 21,598 |
| 六郷 | 35,650 | 34,473 | 33,019 | 67,492 | 38,456 |
| 矢口 | 23,357 | 21,262 | 22,614 | 43,876 | 24,925 |
| 蒲田西 | 36,384 | 32,245 | 29,929 | 62,174 | 33,801 |
| 蒲田東 | 29,071 | 23,623 | 21,910 | 45,533 | 24,059 |
| 計 | 400,636 | 362,084 | 367,339 | 729,423 | 402,931 |
| 令和3年4月1日 | 400,489 | 363,869 | 369,924 | 733,793 | 405,068 |
| 令和2年4月1日 | 400,825 | 366,064 | 372,064 | 738,128 | 405,829 |

表7

令和3年度住民基本台帳届出、処理件数

| 窓 口 | 届 出 | | | | | 職 権 処 理 | | | | | 計 |
|---------|--------|--------|-------|--------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|
| | 転入 | 転居 | 世帯変更 | 転出 | 小計 | 記載 | 消除 | 修正 | 転入通知 | 小計 | |
| 戸籍住民課窓口 | 23,439 | 8,312 | 2,301 | 18,903 | 52,955 | 3,895 | 4,856 | 20,499 | 35,026 | 64,276 | 117,231 |
| 郵送請求 | 0 | 0 | 0 | 3,156 | 3,156 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,156 |
| 戸籍住民課小計 | 23,439 | 8,312 | 2,301 | 22,059 | 56,111 | 3,895 | 4,856 | 20,499 | 35,026 | 64,276 | 120,387 |
| 大森東 | 346 | 355 | 89 | 399 | 1,189 | 61 | 109 | 105 | 1 | 276 | 1,465 |
| 大森西 | 1,601 | 895 | 155 | 1,427 | 4,078 | 133 | 105 | 226 | 3 | 467 | 4,545 |
| 入新井 | 1,401 | 847 | 209 | 1,774 | 4,231 | 164 | 518 | 328 | 1 | 1,011 | 5,242 |
| 馬込 | 2,187 | 697 | 215 | 2,119 | 5,218 | 275 | 308 | 310 | 5 | 898 | 6,116 |
| 池上 | 700 | 571 | 103 | 668 | 2,042 | 93 | 150 | 162 | 4 | 409 | 2,451 |
| 新井宿 | 380 | 355 | 104 | 517 | 1,356 | 92 | 48 | 152 | 0 | 292 | 1,648 |
| 嶺町 | 905 | 562 | 145 | 935 | 2,547 | 135 | 195 | 234 | 2 | 566 | 3,113 |
| 田園調布 | 643 | 147 | 69 | 639 | 1,498 | 65 | 13 | 109 | 1 | 188 | 1,686 |
| 鶴の木 | 615 | 356 | 73 | 533 | 1,577 | 66 | 17 | 85 | 2 | 170 | 1,747 |
| 久が原 | 585 | 365 | 108 | 517 | 1,575 | 85 | 21 | 150 | 4 | 260 | 1,835 |
| 雪谷 | 1,117 | 517 | 163 | 1,074 | 2,871 | 173 | 274 | 185 | 3 | 635 | 3,506 |
| 千束 | 1,255 | 346 | 121 | 1,251 | 2,973 | 140 | 49 | 234 | 4 | 427 | 3,400 |
| 糞谷 | 804 | 608 | 98 | 846 | 2,356 | 81 | 116 | 124 | 3 | 324 | 2,680 |
| 羽田 | 778 | 548 | 98 | 865 | 2,289 | 69 | 68 | 145 | 6 | 286 | 2,575 |
| 六郷 | 965 | 789 | 204 | 1,158 | 3,116 | 140 | 17 | 245 | 4 | 408 | 3,524 |
| 矢口 | 668 | 431 | 73 | 566 | 1,738 | 66 | 102 | 122 | 0 | 290 | 2,028 |
| 蒲田西 | 427 | 402 | 84 | 400 | 1,313 | 35 | 188 | 134 | 8 | 365 | 1,678 |
| 蒲田東 | 752 | 505 | 71 | 586 | 1,914 | 35 | 566 | 122 | 5 | 728 | 2,642 |
| 特別出張所小計 | 16,129 | 9,296 | 2,182 | 16,274 | 43,881 | 1,908 | 2,864 | 3,172 | 56 | 8,000 | 51,881 |
| 計 | 39,568 | 17,608 | 4,483 | 38,333 | 99,992 | 5,803 | 7,720 | 23,671 | 35,082 | 72,276 | 172,268 |
| 2年度計 | 39,511 | 18,120 | 4,660 | 39,340 | 101,631 | 6,242 | 7,519 | 23,066 | 36,225 | 73,052 | 174,683 |

表 8

令和 3 年度税証明取扱件数

| 戸籍住民課窓口 | | | 2 年度 |
|---------|-------|--------|--------|
| 有料 | 無料 | 計 | 計 |
| 19,194 | 1,489 | 20,683 | 20,377 |

*有料：1 件 3 0 0 円

*無料：生活保護受給者、障害者非課税の方
及び年金の申請、児童育成手当申請、
職業安定所への提出等の場合

*課税課、納税課、特別出張所、コンビニ交付分は
課税課の頁を参照

表 9

令和 3 年度本庁舎戸籍住民課窓口 夜間休日取扱件数

| 種 類 | 3 年度 | 2 年度 | 元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 住民票発行 | 21,176 | 31,783 | 39,645 |
| 印鑑証明発行 | 6,805 | 11,042 | 16,581 |
| 戸籍届出の受付* | 3,356 | 3,890 | 5,001 |
| 税証明書 | 3,500 | 4,965 | 7,639 |
| 現在戸籍証明 | 3,475 | 4,725 | 9,442 |
| 住民異動届 (受領のみ) | 5,037 | 2,187 | 3,981 |
| 印鑑登録 (受領のみ) | 1,261 | 538 | 937 |
| 計 | 44,610 | 59,130 | 83,226 |

*宿直室で受けた届出含む。

トピックス

戸籍住民窓口においてキャッシュレス決済を開始

令和 3 年 11 月から、区民の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染防止策として接触の機会を削減するため、戸籍住民窓口での住民票や印鑑証明、課税証明書などの手数料の支払いにキャッシュレス決済を開始した。

1 利用できる手数料

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、納課税証明書など

2 利用できるキャッシュレス決済

クレジットカード (VISA Mastercard)

電子マネー (交通系 IC カード 楽天 Edy)

3 利用実績

利 用 額 約 3,430 千円 *割合 (金額) 6.82%

利用件数 約 7,300 件 *割合 (件数) 6.94%

表10

令和3年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

| 窓 口 | 戸 籍 | | | | 住民基本台帳 | | | | 印 鑑 登 録 | | | | 計 |
|---------|---------|--------|-------|---------|---------|------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| | 謄抄本 | 除籍謄抄本 | 受理証明等 | 小計 | 住民票等*1 | 広域交付 | 閲覧 | 小計 | 登録 | 廃止届出等 | 証明 | 小計 | |
| 戸籍住民課窓口 | 33,201 | 16,947 | 5,833 | 55,981 | 140,289 | 287 | 12 | 140,588 | 10,962 | 1,732 | 40,643 | 53,337 | 249,906 |
| 郵送請求 | 40,124 | 52,837 | 135 | 93,096 | 82,661 | 0 | 0 | 82,661 | 0 | 0 | 0 | 0 | 175,757 |
| 戸籍住民課小計 | 73,325 | 69,784 | 5,968 | 149,077 | 222,950 | 287 | 12 | 223,249 | 10,962 | 1,732 | 40,643 | 53,337 | 425,663 |
| 大森東 | 1,436 | 526 | 62 | 2,024 | 7,037 | 14 | 25 | 7,076 | 432 | 134 | 3,684 | 4,250 | 13,350 |
| 大森西 | 2,834 | 1,003 | 227 | 4,064 | 16,148 | 26 | 95 | 16,269 | 1,095 | 233 | 6,882 | 8,210 | 28,543 |
| 入新井 | 4,608 | 1,520 | 200 | 6,328 | 20,644 | 67 | 59 | 20,770 | 1,426 | 333 | 10,033 | 11,792 | 38,890 |
| 馬込 | 3,558 | 1,087 | 313 | 4,958 | 19,189 | 16 | 86 | 19,291 | 1,598 | 277 | 10,047 | 11,922 | 36,171 |
| 池上 | 2,571 | 986 | 71 | 3,628 | 11,713 | 3 | 34 | 11,750 | 776 | 210 | 6,345 | 7,331 | 22,709 |
| 新井宿 | 2,251 | 697 | 41 | 2,989 | 8,663 | 20 | 29 | 8,712 | 544 | 177 | 4,690 | 5,411 | 17,112 |
| 嶺町 | 2,986 | 980 | 147 | 4,113 | 12,678 | 4 | 19 | 12,701 | 949 | 237 | 7,378 | 8,564 | 25,378 |
| 田園調布 | 3,126 | 1,183 | 38 | 4,347 | 7,860 | 4 | 23 | 7,887 | 638 | 139 | 6,235 | 7,012 | 19,246 |
| 鶯の木 | 1,725 | 691 | 23 | 2,439 | 8,329 | 7 | 7 | 8,343 | 571 | 135 | 4,636 | 5,342 | 16,124 |
| 久が原 | 1,895 | 487 | 55 | 2,437 | 8,792 | 2 | 5 | 8,799 | 653 | 141 | 5,882 | 6,676 | 17,912 |
| 雪谷 | 2,876 | 742 | 86 | 3,704 | 13,910 | 16 | 46 | 13,972 | 1,113 | 265 | 8,601 | 9,979 | 27,655 |
| 千束 | 2,485 | 752 | 80 | 3,317 | 10,836 | 20 | 27 | 10,883 | 947 | 169 | 6,312 | 7,428 | 21,628 |
| 靴谷 | 2,303 | 770 | 81 | 3,154 | 11,442 | 14 | 44 | 11,500 | 694 | 224 | 5,608 | 6,526 | 21,180 |
| 羽田 | 2,145 | 869 | 83 | 3,097 | 9,897 | 9 | 34 | 9,940 | 583 | 156 | 4,567 | 5,306 | 18,343 |
| 六郷 | 3,773 | 1,106 | 117 | 4,996 | 17,575 | 7 | 72 | 17,654 | 1,093 | 330 | 8,968 | 10,391 | 33,041 |
| 矢口 | 1,926 | 522 | 48 | 2,496 | 9,358 | 3 | 43 | 9,404 | 694 | 189 | 5,203 | 6,086 | 17,986 |
| 蒲田西 | 2,597 | 1,798 | 43 | 4,438 | 13,207 | 6 | 87 | 13,300 | 528 | 172 | 5,209 | 5,909 | 23,647 |
| 蒲田東 | 1,825 | 910 | 28 | 2,763 | 8,772 | 12 | 54 | 8,838 | 454 | 101 | 2,548 | 3,103 | 14,704 |
| 特別出張所小計 | 46,920 | 16,629 | 1,743 | 65,292 | 216,050 | 250 | 789 | 217,089 | 14,788 | 3,622 | 112,828 | 131,238 | 413,619 |
| 計 | 120,245 | 86,413 | 7,711 | 214,369 | 439,000 | 537 | 801 | 440,338 | 25,750 | 5,354 | 153,471 | 184,575 | 839,282 |
| コンビニ *2 | 6,605 | - | - | 6,605 | 62,510 | - | - | 62,510 | - | - | 30,372 | 30,372 | 99,487 |
| 令和3年度計 | 126,850 | 86,413 | 7,711 | 220,974 | 501,510 | 537 | 801 | 502,848 | 25,750 | 5,354 | 224,486 | 214,947 | 938,769 |
| 令和2年度計 | 124,837 | 82,658 | 6,435 | 213,930 | 506,167 | 601 | 866 | 507,634 | 27,103 | 5,988 | 199,963 | 233,054 | 954,618 |
| 令和元年度計 | 145,693 | 83,083 | 7,883 | 236,659 | 493,870 | 711 | 1,228 | 495,809 | 27,657 | 6,243 | 201,322 | 235,222 | 967,690 |

*1 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む。

*2 マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどから証明書の取得をした件数。

表11

マイナンバーカード交付

| 内 容 | 3年度 | 2年度 | 元年度 | 30年度 | 累計 | 交付率 |
|---------------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 本庁舎 | 64,504 | 55,045 | 19,924 | 18,015 | 221,730 | - |
| マイナンバーカードセンター | 17,006 | 19,581 | 4,123 | 1,870 | 42,580 | - |
| 特別出張所 | 38,965 | 5,662 | 2,082 | 3,210 | 82,739 | - |
| 合計 | 120,475 | 80,288 | 26,129 | 23,095 | 347,049 | 47.70% |

*特別出張所での交付は、大森西・入新井・馬込・池上・嶺町・久が原・雪谷・千束・羽田・六郷・矢口・蒲田東特別出張所で実施（令和4年1月1日現在）

*累計は、マイナンバーカード交付の開始（平成28年1月1日）からの交付枚数である。

*交付率は、令和4年3月1日現在の人口（727,456人）に対する交付枚数率である。

表12

令和3年度郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等発行件数

| 種 類 | 3年度 | | | 2年度 | 元年度 |
|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 有料 | 無料 | 計 | 計 | 計 |
| 戸籍謄抄本 | 19,671 | 20,453 | 40,124 | 40,183 | 38,544 |
| 除・改籍謄抄本 | 24,842 | 27,995 | 52,837 | 49,616 | 46,687 |
| 受理証明等 | 134 | 1 | 135 | 124 | 186 |
| 住民票等* | 44,561 | 38,100 | 82,661 | 76,647 | 83,200 |
| 転出証明書 | - | 3,156 | 3,156 | 3,885 | 3,087 |
| 計 | 89,208 | 89,705 | 178,913 | 170,455 | 171,704 |

* 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書及び住居表示実施証明書等を含む。

表13

国籍、年齢別外国人住民人員

| 国 籍 | | 令和4年4月1日 | 令和3年4月1日 | 令和2年4月1日 |
|-----|----------------|----------|----------|----------|
| 1 | 中国 | 8,766 | 9,228 | 10,009 |
| 2 | 韓国 | 3,138 | 3,270 | 3,535 |
| 3 | フィリピン | 2,479 | 2,480 | 2,583 |
| 4 | ネパール | 2,192 | 2,245 | 2,294 |
| 5 | ベトナム | 1,767 | 1,944 | 1,932 |
| 6 | 米国 | 600 | 606 | 618 |
| 7 | タイ | 419 | 440 | 467 |
| 8 | ミャンマー | 321 | 282 | 269 |
| 9 | インドネシア | 321 | 295 | 310 |
| 10 | インド | 279 | 315 | 368 |
| 11 | 朝鮮 | 222 | 222 | 219 |
| 12 | ブラジル | 199 | 205 | 218 |
| 13 | バングラデシュ | 199 | 184 | 180 |
| 14 | 英国 | 181 | 193 | 200 |
| 15 | ドイツ | 163 | 182 | 233 |
| 16 | フランス | 142 | 152 | 176 |
| 17 | マレーシア | 118 | 106 | 109 |
| 18 | モンゴル | 110 | 114 | 104 |
| 19 | ロシア | 107 | 121 | 110 |
| 20 | カナダ | 101 | 98 | 110 |
| 21 | その他の国及び無国籍(*1) | 1,207 | 1,213 | 1,352 |
| 計 | 16歳未満(*2) | 2,127 | 2,196 | 2,416 |
| | 16歳以上 | 20,904 | 21,699 | 22,980 |
| | 計 | 23,031 | 23,895 | 25,396 |

*1 無国籍とは、法的にいずれの国の国籍を持っていない者を言う。

*2 入管法等により16歳を境に、制度上の区分けがある。例として、16歳未満は在留カード等へ顔写真が掲載されないことや、在留カードの常時携帯義務がないことなど。

表14

おくやみコーナー利用実績

| 年度 | 実施件数 |
|--------|------|
| 令和2年度* | 123件 |
| 令和3年度 | 259件 |

*令和2年10月から開始

(2) 課税課

◆令和4年度特別区税当初歳入予算額 76,498,068千円 (区一般会計の25.4%)
(区一般会計歳入予算額 300,874,356千円)

I 特別区民税・都民税(住民税)事務

特別区民税・都民税(住民税)とは

一般に市町村民税(東京23区においては特別区民税)と都道府県民税(東京都においては都民税)を合わせて「住民税」と呼ばれている。

特別区民税・都民税には、所得額に応じて課税する「所得割」と、すべての納税者に課税する「均等割」がある。なお、大田区内に住所がなくても、大田区内に事務所や事業所(店や工場)または家屋敷がある方には、均等割のみが課税される。

特別区民税・都民税は、区民税・都民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課方式により決定する。納税義務者に対し、その納めなければならない税額を決定し通知する。

◆令和4年度特別区民税歳入予算 71,446,137千円

◆徴収方法

徴収方法は以下のとおり。なお、人数・件数については令和4年度当初数を記載している。

[特別徴収] 給与等の支払者が従業員等の給与等から差し引いて納入するもの(会社員の方)
・納税義務者数 307,477人 ・特別徴収義務者数 68,911件

5月17日税額通知書発送

(令和3年度当初306,913人、68,368件)

[普通徴収] 納税者本人が納付するもの(自営業の方など)

・納税義務者数 111,915人

6月10日納税通知書発送

(令和3年度当初111,315人)

[年金特徴] 年金保険者が公的年金から差し引いて納入するもの

・納税義務者数 44,922人 ・特別徴収義務者数 8件

6月10日納税通知書発送

(令和3年度当初44,882人、8件)

◆課税事務の一年間の流れ

| | | |
|--------|-----------|-------------------------------|
| [特別徴収] | 1月下旬~4月中旬 | 給与支払報告書に基づく賦課事務(特徴合算事務を含む) |
| | 5月中旬 | 税額通知書発送 |
| [普通徴収] | 1月下旬~5月下旬 | 申告書(確定申告を含む)に基づく当初課税 |
| | 6月上旬 | 納税通知書発送 |
| | 6月~3月 | 各種調査、未申告対応等で各納期に合わせて行う賦課事務 |
| | | 各月初旬に納税通知書発送(納期は6、8、10、1及び3月) |
| [年金特徴] | 1月下旬~5月中旬 | 公的年金等支払報告書に基づく賦課事務 |
| | 6月上旬 | 納税通知書発送 |
| | 7月中旬 | 年金保険者へ税額通知書発送 |

< 令和 3 年度特別区民税調定実績 >

(単位：千円)

| 区分 | 均等割 | 所得割 | 計 | うち退職分離分 |
|-------------|-----------|------------|------------|---------|
| 現年度 普通徴収 | 362,370 | 17,762,869 | 18,125,239 | |
| 特別徴収 現年度課税分 | 874,036 | 43,626,472 | 44,500,508 | 873,927 |
| 前年度課税分 | 160,859 | 8,548,248 | 8,709,107 | |
| 特別徴収 合計 | 1,034,895 | 52,174,720 | 53,209,615 | 873,927 |
| 年金特徴 現年度課税分 | 112,843 | 1,382,915 | 1,495,758 | |
| 現年度合計 | 1,510,108 | 71,320,504 | 72,830,612 | 873,927 |
| 過年度 | 4,137 | 248,387 | 252,524 | |
| 合計 | 1,514,245 | 71,568,891 | 73,083,136 | 873,927 |

令和 3 年 5 月末現在

(譲渡所得、事業・雑所得に係る分離課税現年度所得割内訳)

(単位：千円)

| 区分 | 普通徴収 | 特別徴収 | 計 |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| 長期譲渡所得 | 1,514,814 | 84,469 | 1,599,283 |
| 短期譲渡所得 | 28,077 | 6,623 | 34,700 |
| 株式等に係る譲渡所得等 | 2,079,114 | 136,529 | 2,215,643 |
| 商品先物取引に係る雑所得等 | 25,519 | 7,913 | 33,432 |
| 上場株式等に係る配当所得 | 55,123 | 55,374 | 110,497 |
| 合計 | 3,702,647 | 290,908 | 3,993,555 |

令和 4 年 5 月末現在

II 軽自動車税（環境性能割）事務

軽自動車税（環境性能割）とは

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く。）を取得したときに課税される特別区税である。

令和元年 10 月 1 日より、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化した新たな軽自動車税のひとつとして、軽自動車税環境性能割（以下、環境性能割）が創設された。

◆令和 4 年度軽自動車税（環境性能割）予算額 66,885 千円

◆賦課事務 当分の間、東京都が賦課徴収を行う。

納税義務者 : 三輪以上（特殊自動車を除く。）の軽自動車を取得した方（個人・法人）

賦課日 : 軽自動車を取得したとき

納税方法 : 軽自動車の新規検査や使用、移転等の届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会に納める。

< 令和 3 年度環境性能割調定実績 >

調定額： 20,650,800 円 件数： 1,112 件

Ⅲ 軽自動車税（種別割）事務

軽自動車税（種別割）とは

毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有する方にかかる税。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力等の区分により、1台当たりの年税額で決められている。

※自動車税（種別割）と異なり、税額の月割はしていない。

◆令和4年度軽自動車税（種別割）予算額 335,658千円

- ◆業務 ○軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務を行う。
（125cc超のオートバイ、三輪及び四輪の軽自動車の台帳作成を含む）
- 排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車等に関する事務を行う。
- 東京運輸支局、軽自動車検査協会へ登録・廃車等の調査確認を行う。

◆登録・廃車事務

- ・排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車・変更事務を行う。
- ・排気量125ccを超えるオートバイは、東京運輸支局へ登録・廃車等の調査確認を行う。
- ・排気量660cc以下の軽四輪は、軽自動車検査情報区市町村提供システムを使用して登録・廃車等の調査確認を行う。

[申請受付窓口]

- ・登録 課税課
- ・廃車 課税課、特別出張所

[郵送]

- ・廃車のみ 課税課

◆賦課事務

納税義務者 : 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者
賦課期日 : 4月1日
当初納税通知書発送 : 5月中旬
当初納付期限 : 5月31日

<令和4年度当初 課税台数>

| 賦課期日4月1日現在 | 課税台数 |
|------------|---------|
| 原動機付自転車 | 24,934件 |
| 小型特殊自動車 | 3,447件 |
| 軽自動車 | 42,335件 |
| 計 | 70,716件 |

<令和3年度原動機付自転車、小型特殊自動車受付実績>

| | | |
|----|---------|-----------------|
| 登録 | 4,658 件 | |
| 変更 | 93 件 | |
| 廃車 | 4,788 件 | (うち特別出張所 816 件) |
| 合計 | 9,539 件 | |

<令和3年度車種別調定実績> 令和4年5月末現在

| 種類 | 調定額：円 | 件数 |
|---------|-------------|--------|
| 原動機付自転車 | 55,341,100 | 25,012 |
| 小型特殊自動車 | 20,293,700 | 3,458 |
| 軽自動車 | 259,370,000 | 41,137 |
| 合計 | 335,004,800 | 69,607 |

◆ご当地ナンバープレート

大田区では平成28年度から原動機付自転車のご当地ナンバープレートの交付をスタートさせている。現在従来型のナンバープレートを交付されている方も、希望する場合はご当地ナンバープレートへの交換ができる。

[対象車種]

①原動機付自転車第一種
排気量 50cc 以下
(白色ナンバー)

②原動機付自転車第二種乙
排気量 90cc 以下
(薄黄色ナンバー)

③原動機付自転車第二種甲
排気量 125cc 以下
(薄桃色ナンバー)



[手数料] 無料

ただし、ご当地ナンバープレートへの交換を希望する方で、現在交付を受けている従来型プレートの返却が出来ない場合は、弁償金として200円がかかる。

IV 特別区たばこ税事務

たばこ税とは

たばこには、特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税等がかけている。これらの税金は、すべてたばこの定価に含まれているので、たばこの購入者は、同時に税金も払っていることになる。特別区たばこ税は、区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まる。

◆令和4年度特別区たばこ税予算額 4,639,738千円（現年売渡見込 708,140千本）

- ◆業務
- 特別区たばこ税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。
 - 特別区たばこ税に関する統計、たばこ組合との連携・調整を行う。
 - たばこ販売促進事業との一環として、促進販売物品の作成を行う。

◆税率等

| | | |
|------|-----------|--------------------|
| 課税標準 | 売渡本数 | |
| 税率 | 従量割 | |
| 税額 | 1,000本につき | 6,552円（令和3年10月分から） |

<令和3年度実績>

| | |
|-------------|---------------|
| 課税標準（売渡本数） | 令和4年5月末現在 |
| 本数：本 | 調定額：円 |
| 771,792,620 | 4,868,272,885 |

※課税標準は本法課税分の本数であり手持品課税は含まない。調定額には手持品課税分を含む。
※令和元年10月分から旧3級品と旧3級品以外の税率が同税率になった。

V 入湯税事務

入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に活用される。

◆令和4年度入湯税予算額 9,648千円

- ◆業務
- 入湯税に関する申告の受付及び徴収事務を行う。

◆納税義務者

鉱泉浴場を利用する入湯客。

入湯税の納付方法は、区が指定する特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が入湯客から税金を徴収し、毎月、大田区に申告した上で納めている。

◆税率等

課税標準 : 入湯客数
税率 : 1日1人あたり150円
税額 : 入湯客数×税率

◆課税免除

次に該当する場合は、入湯税が免除されます。

- ・年齢12歳未満の者
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ・専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金以下で入場するもの
(規則で定める利用料金 1,200円)

<令和3年度調定実績> 令和4年5月末現在

| 調定金額(円) | 入湯客(人) |
|------------|--------|
| 10,222,050 | 68,147 |

<大田区の入湯税該当施設> (令和4年4月1日現在)
2施設

VI 税証明発行事務

◆令和4年度予算額 9,400千円

- ◆業務
- 窓口での証明書の発行に関すること
 - 郵送による証明書発行に関すること

◆証明可能年度

請求する日の属する年度の前5年度分まで

<例 令和4年7月に発行 ⇒ 令和4年度～平成29年度まで証明可能>

※コンビニ交付機等については、直近3年度分

◆新年度証明発行開始時期

- ・特別徴収 5月17日頃 <税額通知書発送日>
- ・普通徴収 6月10日頃 <納税通知書発送日>
- ・軽自動車税 5月11日頃 <納税通知書発送日>

※コンビニ交付機等については、納税証明書及び被扶養者の課税(非課税)証明は、普通徴収の開始時期と同日となる。

◆発行窓口

大田区役所 1階 戸籍住民窓口
〃 4階 課税課
〃 4階 納税課(納税証明のみ)
特別出張所 区内18か所

[区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ]

コンビニ交付機
本庁舎1階交付機・大田区マイナンバーカードセンター交付機

※いずれも、軽自動車税の納税証明書は発行不可

◆証明手数料

- ・ 窓口発行 1 件 300 円
- ・ 本庁舎 1 階交付機、
大田区マイナンバーカードセンター交付機
(コンビニ交付機等での発行) 分 1 件 250 円

◆手数料の減免 (コンビニ交付機等を除く)

- ・ 国、地方公共団体からの申請
- ・ 生活保護法により保護を受けるもの
- ・ 事務手数料納付の資力がないと認められる
- ・ 軽自動車税の継続検査用納税証明書
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、官公署等の貸付等の各種申請等の手続に使用するもの

◆郵送請求

郵便請求による課税 (非課税) 証明書等の交付を行う

請求先 〒144-8621 東京都蒲田 5-13-14 大田区役所課税課

<令和 3 年度実績> 有料件数

| | | |
|----------|------------|-------------------------|
| 窓口交付分 | 課税課分 | 20,604 件 (6,181,200 円) |
| | 納税課分 | 630 件 (189,000 円) |
| | 戸籍住民課・出張所分 | 66,202 件 (19,860,600 円) |
| コンビニ交付機等 | | 12,226 件 (3,056,500 円) |

Ⅶ 減免に関する事務 (特別区民税・都民税ならびに軽自動車税 (種別割))

天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別な事情がある者に限り、納期限前の税額について減免されることがある。

◆特別区民税・都民税の減免

| | |
|-------------|-------------------|
| <令和 3 年度実績> | 減免 (特別区民税・都民税) |
| | 件数 152 件 |
| | 減免金額 10,377,200 円 |

◆軽自動車税 (種別割) の減免

| | |
|-------------|------------------|
| <令和 3 年度実績> | 減免 (軽自動車税 (種別割)) |
| | 件数 384 件 |
| | 減免金額 2,869,400 円 |

VIII その他の事務

■税制及び統計に関する事務（条例改正、課税状況等の調等）

■歳入（区税収入）、歳出予算および決算に関する事務

■臨時運行許可事務（仮ナンバー）

臨時運行許可制度とは

自動車を道路で運行するためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要である。しかし、車検切れの車両や登録されていない車両を継続検査、新規登録するために運輸支局へ運行するなど、道路運送車両法第35条に定められた目的に限って自動車の一時的な運行許可を与えるのが臨時運行許可制度である。

◆業務 許可証の交付と番号標（仮ナンバー）の貸与

◆令和4年度予算額 1,725千円（手数料750円/件）

<令和3年度実績>

2,104件（1,578,000円）

■標識弁償に係る事務

弁償金とは

交付済の標識をき損、亡失等した場合は、弁償金を徴収する。

◆令和4年度予算額 47千円

| | |
|-----------------|-----------|
| （原動機付自転車標識弁償金 | 200円/件） |
| （臨時運行標識弁償金（四輪車） | 1,600円/件） |
| （臨時運行標識弁償金（二輪車） | 1,500円/件） |

◆金額

| | |
|---------------|-------------------|
| ・原動機付自転車標識弁償金 | 200円 |
| ・臨時運行標識弁償金 | （四輪車）1,600円 ※2枚1組 |
| | （二輪車）1,500円 |

<令和3年度実績>

| | | |
|------|------------|----------|
| 144件 | （原動機付自転車 | 28,800円） |
| 0件 | （臨時運行標識弁償金 | 0円） |

■ 「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」への区長賞授与

税務関係団体における租税教育を推進する事業として、例年、小学生を対象に、法人会では「税に関する絵はがきコンクール」、間税会では「税の標語」の募集を実施している。区内のこれらの団体（大森法人会、雪谷法人会、蒲田法人会、大森間税会、雪谷間税会、蒲田間税会）より、多くの子どもたちが意欲的に応募いただけるよう、区長賞創設の要望があり、区長賞を例年授与している。受賞者には各団体を通して、表彰状を渡している。

IX 参 考

特別区民税・都民税（住民税）の主な改正点

令和4年度の主な改正点

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告方法の見直し</p> | <p>上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と個人住民税で申告方法を選択できますが、所得税で確定申告を行うこれらの所得の全てについて個人住民税では申告不要とする場合、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されました。</p> <p>そのため、上記の場合は、別途、個人住民税の申告書を提出する必要がなくなりました。</p> |
| <p>退職所得課税の適正化について</p> | <p>退職所得を算出する際は、退職所得が老後の糧となる等の性質から、退職所得控除額を差し引いた後の金額の2分の1にのみ課税します。この取り扱いについて税制が改正され、勤続年数5年以下の特定役員等以外の退職金について、退職所得控除後の残額の300万円を超える部分は2分の1課税の適用外となりました。</p> |
| <p>住宅借入金等特別税額控除の見直し</p> | <p>住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例が延長されました。対象となるのは、以下の対象要件を満たした方です。</p> <p>また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の方について面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅も対象となりました。</p> <p>対象案件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合 (2) 令和3年1月1日から令和4年12月末までの期間に入居した場合 (3) 契約期間が以下の期間に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・注文住宅：令和2年10月から令和3年9月末まで ・分譲住宅等：令和2年12月から令和3年11月末まで |

特別区民税（現年度分） 予算・調定・収入歩合・納税義務者数推移

（平成17年度～令和2年度）

| 区分\年度 | | 17 (2005) | 18 (2006) | 19 (2007) | 20 (2008) | 21 (2009) | 22 (2010) | 23 (2011) | 24 (2012) |
|---------------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 予算額 (千円) | 普通徴収 | 18,007,643 | 22,041,623 | 21,367,847 | 21,414,523 | 21,433,108 | 19,353,856 | 17,199,278 | 16,226,089 |
| | 特別徴収 | 35,666,406 | 38,628,090 | 42,463,480 | 43,544,100 | 43,290,169 | 40,285,356 | 41,221,254 | 42,162,951 |
| | 計 | 53,674,049 | 60,669,713 | 63,831,327 | 64,958,623 | 64,723,277 | 59,639,212 | 58,420,532 | 58,389,040 |
| | (増減率) | 6.19% | 13.03% | 5.21% | 1.77% | △ 0.36% | △ 7.86% | △ 2.04% | △ 0.05% |
| 調定額 (千円) | 普通徴収 | 19,021,749 | 23,259,798 | 23,084,759 | 23,714,914 | 23,162,149 | 20,020,250 | 18,707,509 | 17,647,897 |
| | 特別徴収 | 35,864,544 | 38,953,955 | 42,946,720 | 44,369,750 | 44,676,938 | 41,805,657 | 41,339,769 | 43,180,889 |
| | 計 | 54,886,293 | 62,213,753 | 66,031,479 | 68,084,664 | 67,839,087 | 61,825,907 | 60,047,278 | 60,828,786 |
| | (増減率) | 5.95% | 13.35% | 6.14% | 3.11% | △ 0.36% | △ 8.86% | △ 2.88% | 1.30% |
| 収入額 (千円) | 普通徴収 | 18,051,711 | 22,269,223 | 21,710,931 | 21,802,518 | 21,301,174 | 18,438,690 | 17,283,227 | 16,461,728 |
| | 特別徴収 | 35,603,650 | 38,566,068 | 42,434,664 | 44,177,911 | 44,492,283 | 41,639,976 | 41,219,837 | 43,090,804 |
| | 計 | 53,655,361 | 60,835,291 | 64,145,595 | 65,980,429 | 65,793,457 | 60,078,666 | 58,503,064 | 59,552,532 |
| | (増減率) | 6.21% | 13.38% | 5.44% | 2.86% | △ 0.28% | △ 8.69% | △ 2.62% | 1.79% |
| 収入歩合 (%) | 普通徴収 | 94.90% | 95.74% | 94.05% | 91.94% | 91.97% | 92.10% | 92.39% | 93.28% |
| | 特別徴収 | 99.27% | 99.00% | 98.81% | 99.57% | 99.59% | 99.60% | 99.71% | 99.79% |
| | 計 | 97.76% | 97.78% | 97.14% | 96.91% | 96.98% | 97.17% | 97.43% | 97.90% |
| | (増減率) | 0.23% | 0.03% | △ 0.64% | △ 0.23% | 0.08% | 0.19% | 0.25% | 0.47% |
| 納税義務者 (人) | 普通徴収 | 129,931 | 147,300 | 150,066 | 151,699 | 152,866 | 149,161 | 108,375 | 108,090 |
| | 特別徴収 | 205,613 | 210,755 | 215,979 | 221,331 | 224,482 | 223,814 | 260,875 | 262,202 |
| | 計 | 335,544 | 358,055 | 366,045 | 373,030 | 377,348 | 372,975 | 369,250 | 370,292 |
| | (増減率) | 1.60% | 6.71% | 2.23% | 1.91% | 1.16% | △ 1.16% | △ 1.00% | 0.28% |
| 納税義務者一人当たり負担額 | 160 | 170 | 175 | 177 | 174 | 161 | 158 | 161 | |

| 区分\年度 | | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 元 (2019) | 2 (2020) |
|---------------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 予算額 (千円) | 普通徴収 | 15,903,411 | 17,850,760 | 17,380,177 | 17,226,486 | 16,728,859 | 16,847,580 | 17,573,699 | 16,926,493 |
| | 特別徴収 | 42,927,927 | 44,388,466 | 45,489,039 | 46,984,183 | 50,034,433 | 51,716,859 | 53,636,706 | 55,167,088 |
| | 計 | 58,831,338 | 62,239,226 | 62,869,216 | 64,210,669 | 66,763,292 | 68,564,439 | 71,210,405 | 72,093,581 |
| | (増減率) | 0.76% | 5.79% | 1.01% | 2.13% | 3.98% | 2.70% | 3.86% | 1.24% |
| 調定額 (千円) | 普通徴収 | 17,863,027 | 19,600,626 | 18,714,796 | 18,844,928 | 17,781,955 | 17,678,965 | 18,533,064 | 17,906,216 |
| | 特別徴収 | 43,624,829 | 44,607,274 | 46,491,252 | 47,998,455 | 50,231,484 | 52,011,286 | 53,617,884 | 55,402,023 |
| | 計 | 61,487,856 | 64,207,900 | 65,206,048 | 66,843,383 | 68,013,439 | 69,690,251 | 72,150,948 | 73,308,239 |
| | (増減率) | 1.08% | 4.42% | 1.55% | 2.51% | 1.75% | 2.47% | 3.53% | 1.60% |
| 収入額 (千円) | 普通徴収 | 16,866,384 | 18,738,278 | 18,020,773 | 18,275,954 | 17,308,573 | 17,160,708 | 17,975,114 | 17,411,207 |
| | 特別徴収 | 43,398,589 | 44,549,128 | 46,446,787 | 47,960,928 | 50,192,012 | 51,973,405 | 53,562,110 | 55,341,839 |
| | 計 | 60,264,973 | 63,287,406 | 64,467,560 | 66,236,882 | 67,500,585 | 69,134,113 | 71,537,224 | 72,753,046 |
| | (増減率) | 1.20% | 5.02% | 1.86% | 2.74% | 1.91% | 2.42% | 3.48% | 1.70% |
| 収入歩合 (%) | 普通徴収 | 94.42% | 95.60% | 96.29% | 96.98% | 97.34% | 97.07% | 96.99% | 97.24% |
| | 特別徴収 | 99.48% | 99.87% | 99.90% | 99.92% | 99.92% | 99.93% | 99.90% | 99.89% |
| | 計 | 98.01% | 98.57% | 98.87% | 99.09% | 99.25% | 99.20% | 99.15% | 99.24% |
| | (増減率) | 0.11% | 0.56% | 0.30% | 0.23% | 0.15% | △ 0.05% | △ 0.05% | 0.09% |
| 納税義務者 (人) | 普通徴収 | 108,241 | 107,476 | 102,325 | 96,658 | 85,061 | 85,314 | 84,617 | 83,780 |
| | 特別徴収 | 266,293 | 273,370 | 285,103 | 298,879 | 318,531 | 327,810 | 337,296 | 345,550 |
| | 計 | 374,534 | 380,846 | 387,428 | 395,537 | 403,592 | 413,124 | 421,913 | 429,330 |
| | (増減率) | 1.15% | 1.69% | 1.73% | 2.09% | 2.04% | 2.36% | 2.13% | 1.76% |
| 納税義務者一人当たり負担額 | 161 | 166 | 166 | 167 | 167 | 167 | 170 | 169 | |

*納税義務者数は毎年総務省が行っている「課税状況等の調」に拠り、7月1日現在の人数です。

調定額、収入額は決算額です。

*普通徴収の納税義務者については、便宜的に、全体から特別徴収の納税義務者数を差し引いたものとしています。

*平成23年度以降の特別徴収には、年金特徴分も含まれます。

(3) 納税課

I 収納事務

◆納付機会の拡充・利便性向上

(1) キャッシュレス納付の促進

スマートフォン等を利用したネットバンキングやクレジットカード、電子マネーによる納付が可能である。

| | クレジットカード払い | | ネット バンキング | コード決済 | |
|-------|--|------------------|------------------|---|---|
| | ネット de モバイルレジ ※軽自動車 税のみ利用 可能 | モバイルレジ アプリ | モバイルレジ アプリ | LINE Pay PayPay au PAY d払い J-coin | 請求書支払い 請求書払い (請求書支払い) 請求書払い 請求書払い |
| 納付方法 | ネット de モバイルレジ サイトで決済 | モバイルレジ アプリで決済 | モバイルレジ アプリで決済 | 各アプリで決済 | |
| 決済手数料 | あり | あり | なし | なし | なし |
| 領収書 | なし | なし | なし | なし | なし |

(2) 口座振替制度の促進

- ・納付交渉時や納付案内センターによる納付勧奨におけるご案内、納税通知に口座振替依頼書を同封するなど、機会を捉えて口座振替納付を勧奨する。
- ・モバイルレジ口座振替受付サービスについても区報等によりPRを進める。
- ・税週間や納付期限に合わせた懸垂幕・横断幕の掲出（本庁舎等）、区設掲示板へのポスター掲出など、計画的かつ積極的な広報活動を推進する。

口座振替登録状況（普通徴収）

| | 利用率（3年度） | 登録者数（4年3月末） | 登録者数（3年3月末） |
|-------|----------|-------------|-------------|
| 特別区民税 | 57.37% | 63,856 人 | 62,906 人 |
| 軽自動車税 | 4.85% | 2,323 人 | 2,273 人 |

◆納付相談

- ・納期限までに納税できない方に対して、徴収猶予や分割納付などの納税方法や生活支援機関についてご案内するなど、納税者の生活状況を丁寧に聴取し、細やかな納付相談を行う。
- ・納付案内センターによる納付勧奨（電話・訪問）を実施する。
- ・夜間の時間帯及び日曜日に窓口を開設し、納付相談体制の充実を図る。

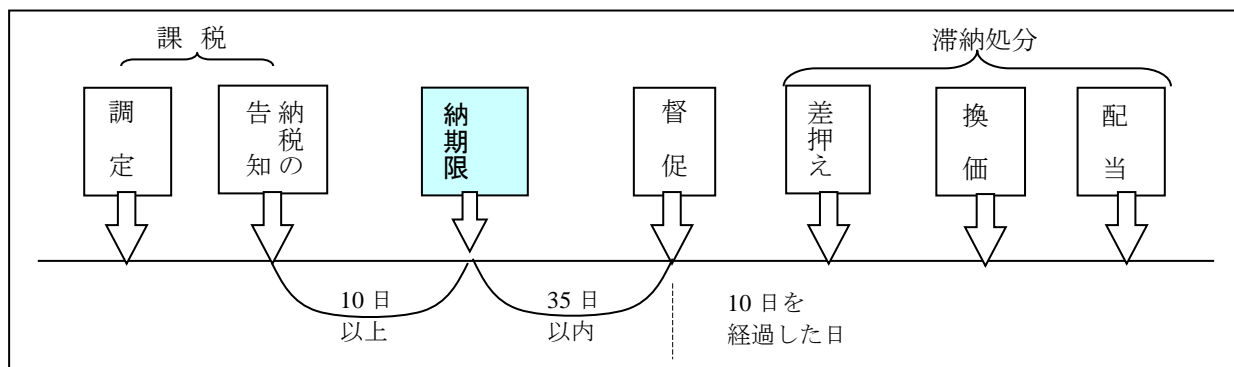
<夜間・日曜日の納付相談窓口>

夜間納付相談窓口：原則、毎月第2・第4木曜日（6月期は第3木曜日も実施）／25回（年）
日曜納付相談窓口：10月期～3月期の第3日曜日 / 6回（年）

◆滞納対策

- ・滞納している方の納付資力の判定や滞納処分執行のため、財産調査を実施する。調査等により生活状況や納付資力を判断し、納付困難者については執行停止を行う。財産判明した場合で、完納見込みの無い案件、納付の意思が確認できない案件については、差押等の滞納処分を実施する。

<滞納処分概略図>



II 納税意識の啓発

(1) 税務団体との連携

- ・11月の「税を考える週間」に合わせて、大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が作成した懸垂幕及び横断幕「区民税・都民税納期内完納推進宣言・納付は口座振替で」を本庁舎、地域庁舎、特別出張所等へ掲示
- ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会、都税事務所と連携し、期限内納付に向けた街頭活動(チラシ等配布)を実施

※令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

- ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が各税務署、都税事務所、区と協力して作成した税の広報ポスターを区設掲示板等へ掲示

※納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき税の円滑な納付を目的として組織された団体。全国規模で連合会が組織され、区内では税務署（大森・雪谷・蒲田）管内に各納税貯蓄組合連合会がある。税の期限内納付に向けた取組み・啓発活動の他、租税教育の推進を行っている。

(2) 税のパネル展の開催

国税庁の「税を考える週間」（11月11日～17日）に合わせて、本庁舎1階北ロビーにて、税のパネル展を開催する。中学生の「税についての作文」優秀作品や税を分かりやすく説明するパネルの掲示、税情報コーナーの設置や税務相談等を実施する。

※令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大田区ホームページで中学生の「税についての作文」優秀作品の掲出のみ実施。

※「税についての作文」とは、納税貯蓄組合連合会及び税務署が、中学生の租税教育の一環として、区内中学校を対象に「税についての作文」を募集し、優秀作品を表彰する事業。大田区においては、区長賞を選定・表彰している。

Ⅲ 特別区民税の収納状況

◆令和4年度特別区民税予算

| 区分 | 調定額：千円 | 収入額：千円 | 収納率% |
|-------|------------|------------|-------|
| 現年課税分 | 71,969,273 | 70,977,546 | 98.62 |
| 滞納繰越分 | 846,422 | 468,591 | 55.36 |
| 合計 | 72,815,695 | 71,446,137 | 98.12 |

◆特別区民税調定・収納の推移（収納実績）

| 年度 | 区分 | 調定額：千円 | 収入額：千円 | 収納率% |
|----|-------|------------|------------|-------|
| 29 | 現年課税分 | 68,337,678 | 67,757,031 | 99.15 |
| | 滞納繰越分 | 1,416,802 | 778,177 | 54.92 |
| | 合計 | 69,754,480 | 68,535,208 | 98.25 |
| 30 | 現年課税分 | 70,056,490 | 69,466,814 | 99.16 |
| | 滞納繰越分 | 1,036,775 | 564,342 | 54.43 |
| | 合計 | 71,093,265 | 70,031,155 | 98.51 |
| 元 | 現年課税分 | 72,404,479 | 71,761,109 | 99.11 |
| | 滞納繰越分 | 933,868 | 532,169 | 56.99 |
| | 合計 | 73,338,347 | 72,293,279 | 98.58 |
| 2 | 現年課税分 | 73,600,386 | 73,001,922 | 99.19 |
| | 滞納繰越分 | 878,481 | 546,943 | 62.26 |
| | 合計 | 74,478,867 | 73,548,865 | 98.75 |
| 3 | 現年課税分 | 73,083,136 | 72,598,260 | 99.33 |
| | 滞納繰越分 | 854,228 | 523,457 | 61.28 |
| | 合計 | 73,937,365 | 73,121,717 | 98.89 |

※令和4年5月末現在

(4) 国保年金課

I 管理事務

◆国民健康保険運営協議会

令和4年度予算額：807千円 3年度支出額：339千円

国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の諮問に対して審議する付属機関である。

<内容>

- 委員の構成 被保険者代表 7 (7) 人
保険医・保険薬剤師代表 7 (7) 人
公益代表 7 (7) 人
被用者保険等保険者代表 3 (3) 人 計24 (24) 人、() 内は定数
- 委員の任期 3年
- 委員の報酬 1回出席につき 15,000円

<3年度実績>

1回開催 (令和4年2月19日)

◆趣旨普及活動

令和4年度予算額：4,937千円 3年度支出額：5,251千円

国民健康保険制度の仕組み・内容・届出等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<内容>

- おおたの国保 (制度全般の解説) 納入通知発送時及び加入時に被保険者証に同封
- 外国人向ガイドブック (英語・中国語・ハングル)

<3年度実績>

- おおたの国保 (制度全般の解説) 147,000部
- みんなの国保 (各種手続きに関する説明等) 102,000枚 証一斉更新時に同封 (隔年)
- 外国人向ガイドブック 2,000部

◆国民健康保険事業費納付金

令和4年度予算額：21,771,426千円 3年度支出額：20,982,141千円

国保制度改革により東京都が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費用は全額東京都が負担することとなった。東京都は、このために必要な費用に充てるため、区市町村の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を算定し、区はこれを納付する。

<内容>

- 医療分納付金額 (一般被保険者) 15,321,093,000円
- 医療分納付金額 (退職被保険者) 1,000円
- 後期高齢者支援金等分納付金額 (一般被保険者) 4,345,570,000円
- 後期高齢者支援金等分納付金額 (退職被保険者) 1,000円
- 介護納付金分納付金額 2,104,761,000円

II 国保保健事業担当事務

◆保健推進事業

令和4年度予算額：67,059千円 3年度支出額：49,414千円

平成30年3月に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、被保険者の健康課題分析や効果的な保健事業の実現に向けた「第2期データヘルス計画」を策定した。

また、令和2年度に同計画の中間評価を実施し、これまでの取組みの評価をするとともに、より効果的かつ効率的な保健事業実施のため、各事業の現状を踏まえ事業内容や目標の見直しを行った。

令和3年度は中間評価に基づき、各種保健事業を実施した。

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<令和3年度実績>

- | | | |
|-------------------------------|---------------------|--------------|
| ○ 医療費通知関連委託 | 104,616通 | 4,943,009円 |
| ○ 夏季施設（区営プール） | 3,080件 | 943,700円 |
| （本庁舎及び特別出張所で配布） | | |
| ○ はり、きゅう、マッサージ割引券 | 1,049件 | 2,307,800円 |
| ○ データヘルス計画の推進 | | 24,998,135円 |
| （1）糖尿病性腎症重症化予防（フォローアップ含む） | 34人 | （医師会及び事業所委託） |
| （2）医療機関受診勧奨 | 494人 | |
| ・糖尿病等生活習慣病治療中断者 | 54人 | |
| ・健診異常値放置者 | 440人 | |
| （3）歯科保健事業（歯科受診勧奨） | 378人 | |
| （4）後発（ジェネリック）医薬品利用促進 | | |
| ・後発医薬品差額通知 | 33,930件 | |
| （5）適正な受診・服薬の促進 | | |
| ・重複服薬・多剤服薬者に対する保健指導勧奨（服薬情報通知） | 132人 | |
| ・重複服薬・多剤服薬者に対する保健指導実施 | 4人 | |
| ・早期介入保健事業（スマホドック） | 申込者 200人、検査者 161人 | （対象者 2,626人） |
| ○ 柔整適正化被保険者アンケート | 発送数 1,183件、回収数 433件 | 560,988円 |

◆特定健康診査等事業

令和4年度予算額：528,865千円 3年度支出額：457,323千円

生活習慣病の根源となるメタボリックシンドロームとその予備群を早期発見するために、40歳以上の被保険者を対象に各医療保険者が実施する。（健康政策部健康づくり課に執行委任）

<負担割合>国1/3、都1/3、区（保険料）1/3

<対象>大田区国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上の者

<令和3年度実績>※速報値

- | | | |
|---------------------------|---------|--------------|
| ○ 特定健康診査対象者数 | 95,616人 | |
| ○ 特定健康診査受診者数 | 35,318人 | （受診率36.94%） |
| うち人間ドック受診助成対象者 | 831人 | （受診率 0.87%） |
| ○ 特定保健指導対象者数 | 1,864人 | |
| ○ 特定保健指導実施者数（令和4年3月実施分まで） | 197人 | （実施率 10.57%） |

III 国保資格事務

◆被保険者の資格管理及び保険証交付事務

国民健康保険被保険者の疾病・負傷・出産及び死亡等における国保事業の適正円滑な運営のために、資格取得・喪失、被保険者証の交付等各種届出を受け、処理し、国民健康保険被保険者の資格の管理を行う。併せて国民健康保険事業の基礎資料のため各種統計を作成している。

<対象>区内に住所を有する者は国保法第6条の適用除外（社保加入等）に該当しない限り本人の意思に関わりなく被保険者となる。（強制適用）

<内容>

- 一般被保険者証と退職被保険者証、高齢受給者証を交付する。
- 保険料滞納者には、窓口呼び出しをして納付相談の機会を増やすこと等を目的として、通常より有効期限が短い被保険者証（短期証）を交付している。
それでもなお納付をしないものには国保法第9条第3項及び第6項に基づく被保険者資格証明書を交付する。

<資格取得>転入・出生・社保離脱・生活保護廃止・その他（職権回復等）

<資格喪失>転出・死亡・社保加入・生活保護開始・その他（職権消除等）

<3年度実績>

- 資格取得 29,975世帯 資格喪失 34,906世帯
- 世帯数・被保険者数等（令和3年度平均）
世帯数 93,623世帯
被保険者数129,523人（一般被保険者数129,523人、退職被保険者数0人）

※被保険者証一斉更新（隔年実施） 次回は令和5年10月1日

◆国民健康保険料の賦課

平成30年度の制度改革により、東京都が、都内すべての医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村ごとに請求するとともに、区市町村がこの納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を示すことになった。区では、標準保険料率を参考に保険料率を決定する。

<内容>

$$\text{令和4年度国民健康保険料} = \underbrace{\text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分}}_{\text{(すべての世帯)}} + \text{介護分} \quad \text{(40歳～64歳の加入者がいる世帯)}$$

| 区分毎の額 | = | 所得割額 | + | 均等割額 |
|----------------------------|---|---|---|-----------------------|
| 医療分 (限度額65万円) | = | 世帯の国保加入者全員分 (加入者の3年中所得額－43万円) ×7.16% | + | 世帯の国保加入者数 ×42,100円 |
| 後期高齢者 支援金分 (限度額20万円) | = | 世帯の国保加入者全員分 (加入者の3年中所得額－43万円) ×2.28% | + | 世帯の国保加入者数 ×13,200円 |
| 介護分 (限度額17万円) | = | 世帯の40～64歳の国保加入者分 (加入者の3年中所得額－43万円) ×2.29% | + | 世帯の国保加入者数 ×16,600円 |

IV 国保給付事務

◆療養の給付等

令和4年度予算額：36,778,374千円 3年度支出額：38,000,081千円

被保険者に係る疾病及び負傷に対し、国保法に基づく療養の給付を行うことで、社会保障及び国民保健の向上に寄与する。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>

- 療養給付費 被保険者が疾病・負傷で治療したとき、医療機関で一部負担金を支払い、残りは現物給付を行う。
- 療養費 保険証不携帯等のやむを得ない理由で療養給付費の現物給付が受けられなかったときや、コルセット・接骨等に係る費用などについて、請求に基づき現金給付を行う。
- 審査支払手数料 診療報酬明細書の審査及び医療機関への支払等に係る処理について、東京都国民健康保険団体連合会に委託し行う。

<3年度実績>

- | | | |
|-----------|------------|-----------------|
| ○ 療養給付費 | 2,220,607件 | 37,240,724,590円 |
| ○ 療養費 | 74,602件 | 603,804,219円 |
| ○ 審査支払手数料 | 2,299,278件 | 155,552,602円 |

◆高額療養費

令和4年度予算額：5,294,398千円 3年度支出額：5,474,610千円

被保険者が医療機関等にかかり、1か月の自己負担金の額が1人につき一定額を超えるときなどは、その超えた分を高額療養費として支給する。

<負担割合>都10/10（保険給付費等交付金）

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>同じ人が同じ医療機関で、1か月に支払った自己負担金が限度額を超えた場合、その超過分を支給する。

[多数該当] 同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合は、限度額が変わる。

[特定疾病] 血友病、HIV感染症、人工透析で治療を受けた場合、1か月の自己負担額は1万円又は2万円になる。

[合算対象基準額] 同じ世帯で、同じ月内に1医療機関で自己負担額が21,000円を超える場合が複数あるときは、これらを合算し、世帯の限度額を超えたとき支給する。

<3年度実績>

- | | | |
|--------|---------|----------------|
| ○ 支給件数 | 98,002件 | 5,474,610,498円 |
|--------|---------|----------------|

◆高額介護合算療養費

令和4年度予算額：6,596千円　3年度支出額：5,250千円

国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合に超えた分について「高額介護合算療養費」を支給する。

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合

＜内容＞国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合、超過分を支給する。

＜3年度実績＞

○ 支給件数　156件　5,250,708円

◆その他の保険給付

令和4年度予算額：294,831千円　3年度支出額：259,097千円

移送費

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者

結核・精神医療給付費付加給付

＜負担割合＞都10/10（保険給付費等交付金）

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者自立支援法第58条の適用を受ける者のうち非課税者又は非課税世帯

結核・精神医療該当者　2,527人（4年3月末現在）

出産育児一時金

＜負担割合＞保険料、区

＜対象＞大田区国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に支給（妊娠85日以上）
一件あたりの支給額　420,000円

葬祭費

＜負担割合＞保険料

＜対象＞被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に支給　70,000円

＜3年度実績＞

| | | |
|------------------|---------|--------------|
| ○ 移送費 | 0件 | 0円 |
| ○ 結核・精神医療給付費付加給付 | 42,439件 | 51,138,445円 |
| ○ 出産育児一時金 | 357件 | 150,139,430円 |
| ○ 葬祭費 | 826件 | 57,820,000円 |

V 国保料収納事務

◆令和4年度国民健康保険料予算

| 区分 | 調定額：千円 | 収入見込額：千円 | 収納率% |
|-------|------------|------------|-------|
| 現年分 | 16,491,620 | 14,326,271 | 86.87 |
| 滞納繰越分 | 3,415,585 | 708,734 | 20.75 |
| 合計 | 19,907,205 | 15,035,005 | 75.53 |

◆国民健康保険料調定・収納の推移

| 年度 | 区分 | 調定額：千円 | 収入額：千円 | 収納率% |
|----|-------|------------|------------|-------|
| 29 | 現年分 | 18,314,755 | 16,165,439 | 88.26 |
| | 滞納繰越分 | 4,708,232 | 1,078,364 | 22.90 |
| | 合計 | 23,022,987 | 17,243,803 | 74.90 |
| 30 | 現年分 | 18,105,402 | 16,208,227 | 89.52 |
| | 滞納繰越分 | 4,314,818 | 1,037,006 | 24.03 |
| | 合計 | 22,420,220 | 17,245,233 | 76.92 |
| 元 | 現年分 | 17,594,703 | 15,627,410 | 88.82 |
| | 滞納繰越分 | 3,891,506 | 1,289,969 | 33.15 |
| | 合計 | 21,486,210 | 16,917,379 | 78.74 |
| 2 | 現年分 | 16,848,584 | 15,123,916 | 89.76 |
| | 滞納繰越分 | 3,460,124 | 1,079,216 | 31.19 |
| | 合計 | 20,308,709 | 16,203,132 | 79.78 |
| 3 | 現年分 | 16,669,706 | 14,814,383 | 88.87 |
| | 滞納繰越分 | 3,450,832 | 1,152,881 | 33.41 |
| | 合計 | 20,120,538 | 15,967,265 | 79.36 |

◆収納対策

収納率向上のため、被保険者に対して多様な納付機会を提供し、期限内納付の強化を図る。また、1回の納め忘れを連続滞納とさせないために早期納付勧奨を積極的に進めるとともに、納付率の高い口座振替の促進を図る。

滞納者に対しては丁寧な納付相談を行い滞納整理を進める。短期証・資格証の発行等、従来の対策を着実に実施するにとどまらず、支払い能力がありながら支払わない滞納者に対しては、財産調査を徹底し、適正に差し押さえを実施する等組織的に対応していく。

(1) 期限内納付の促進

- ①マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替登録の広報を強化する。また、委託事業者を活用し、口座振替勧奨を実施し納期内納付の強化を図る。口座振替全期前納払いを向上させる。
- ②口座振替勧奨強化月間を設定して、原則口座振替制を推進する。
- ③区役所、出張所、金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店等の納付窓口や口座振替、年金特別徴収またはスマートフォンを利用したモバイルレジ、クレジット収納、キャッシュレス決済等、多様な納付機会を提供する。

(2) 滞納整理の強化

- ①年次、月次計画を策定し、財産調査や差押処分の進捗を把握し結果を分析しながら、滞納整理の進行管理を徹底する。滞納ストップ強化月間（12月）を設定する。
- ②納付案内センターによる納付勧奨・調査等においては平日の他に夜間勧奨、休日勧奨（夜間・月12回、休日・月4回）を実施し、納付勧奨を強化する。
- ③納付勧奨を強化するため夜間・休日に電話催告及び納付相談を行う。

- ④短期証・資格証等を交付している保険料滞納世帯に対して財産調査を適切な時期に速やかに実施する。
 - ⑤外国人区民に対しても、通訳タブレットの利用等により納付相談の向上を図る。
- (3) 納付案内センターを活用して居住確認、資格喪失届出勧奨を実施し資格の適正化を図る。

VI 後期高齢者医療資格事務

◆後期高齢者医療制度

| | |
|--------------------|--------------------|
| 令和4年度予算額：168,141千円 | 令和3年度支出額：100,650千円 |
|--------------------|--------------------|

- 後期高齢者医療被保険者数（大田区 83,740人 令和4年3月31日現在）
 - (1) 75歳以上被保険者数 83,452人
 - (2) 障害認定被保険者数 288人
 - (再掲) 1割負担被保険者数 71,176人
 - 3割負担被保険者数 12,564人

後期高齢者医療保険料は、広域連合で決定する。
徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

- 保険料の均等割軽減者数（令和3年7月1日現在）
 - 7割軽減・・・ 31,426人
 - 5割軽減・・・ 7,496人
 - 2割軽減・・・ 8,170人

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

- 普通徴収被保険者数 23,489人 (令和3年7月1日現在)
- 特別徴収被保険者数 59,680人 (令和3年7月1日現在)

被保険者の希望により、保険料の納め方を、年金から保険料が差し引かれる特別徴収から、普通徴収（口座振替）に変更している。

- 4月からの特別徴収から口座振替への切替者数 7人
- 6月からの特別徴収から口座振替への切替者数 8人
- 8月からの特別徴収から口座振替への切替者数 13人
- 10月からの特別徴収から口座振替への切替者数 154人
- 12月からの特別徴収から口座振替への切替者数 7人
- 2月からの特別徴収から口座振替への切替者数 14人

◆後期高齢者制度の広報

| | |
|------------------|------------------|
| 令和4年度予算額：1,263千円 | 令和3年度支出額：1,265千円 |
|------------------|------------------|

<内容>

後期高齢者医療制度の仕組み・内容等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<令和3年度実績>

- 後期高齢者医療制度かんたんガイド（制度全般の解説） 10,000部

Ⅶ 後期高齢者医療給付事務

□ 療養の給付

<内容>

- 療養費 保険証不携帯等で療養給付費の現物給付が受けられなかった時や、輸血・コルセット・接骨等に係る費用などについて、申請に基づき支給する。
- 移送費 移動が困難な重病人が、医師の指示により、緊急的にやむを得ず病院又は診療所に移送されたときに申請に基づき支給する。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額療養費の支給

<内容>1か月に支払った医療費の自己負担金が限度額を越えた場合、その超過分を高額療養費として支給する。

[自己負担限度額] (平成30年8月診療分から)

- 一般(1割)非課税世帯 区分Ⅰ 外来のみ8,000円、入院した月15,000円 (外来+入院)
- 一般(1割)非課税世帯 区分Ⅱ 外来のみ8,000円、入院した月24,600円 (外来+入院)

- 一般(1割) 外来のみ18,000円、入院した月57,600円 (外来+入院)
 - *毎年8月1日～翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。
 - *入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

- 2割負担者(令和4年10月1日から)
 - 外来のみ18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%の低い方を適用(令和4年10月1日から3年間)
 - 入院した月57,600円(外来+入院)
 - *毎年8月1日～翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。
 - *入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

- 3割負担者
 - 現役Ⅲ 252,600円(外来+入院)
 - *入院+外来の医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は140,100円となる。
 - 現役Ⅱ 167,400円(外来+入院)
 - *入院+外来の医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は93,000円となる。
 - 現役Ⅰ 80,100円(外来+入院)
 - *入院+外来の医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 医療費負担が軽減される制度（限度額適用認定証等）

<内容>

- 限度額適用・標準負担額減額認定証 発行件数 19,004件
区分Ⅰ、区分Ⅱの被保険者の自己負担額及び入院した場合の食事代が減額適用になる。
- 限度額適用認定証 発行件数 6,036件
現役Ⅰ、現役Ⅱの被保険者の自己負担額が減額適用になる。
- 特定疾病療養受療証 発行件数 218件
厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）で治療を受けた場合、医療機関ごとに1か月の自己負担額が10,000円までになる。
※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額介護合算療養費の支給

<内容>医療保険（後期高齢者医療制度）と介護保険の両方の自己負担額の合計額が1年間（8月1日～翌年7月31日）に著しく高額になった場合、医療保険上の世帯単位において医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合、その超えた額を支給する。

[合算する場合の基準額]（平成30年8月から）

- 3割負担者
 - 現役Ⅲ 2,120,000円
 - 現役Ⅱ 1,410,000円
 - 現役Ⅰ 670,000円
- 一般(1割) 560,000円
- 区分Ⅱ 310,000円
- 区分Ⅰ 190,000円

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

◆葬祭費の支給

| | |
|--------------------|--------------------|
| 令和4年度予算額：348,661千円 | 令和3年度支出額：324,113千円 |
|--------------------|--------------------|

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に70,000円の葬祭費を支給する。

<令和3年度実績>

葬祭費 4,619件

◆長寿健康診査

| | |
|--------------------|--------------------|
| 令和4年度予算額：452,519千円 | 令和3年度支出額：360,105千円 |
|--------------------|--------------------|

生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康保持・増進、介護予防などを目的の健康診査を行う。

<内容>

- 健診項目
診察(問診・計測・血圧等)、血液検査、尿検査、大田区追加項目(心電図・胸部X線等)

<令和3年度実績>

健康診査 30,618件 健診率 36.93%

◆健康保持推進事業

| | |
|------------------|------------------|
| 令和4年度予算額：9,570千円 | 令和3年度支出額：6,909千円 |
|------------------|------------------|

被保険者の健康保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ等の割引券の支給等を行う。

<令和3年度実績>

○ はり、きゅう、マッサージ割引券 1,370件

VIII 後期高齢者医療収納事務

◆令和4年度後期高齢者医療保険料予算

| 区分 | 調定額：千円 | 収入額：千円 | 収納率% |
|-------|-----------|-----------|-------|
| 現年度分 | 9,595,622 | 9,484,453 | 98.84 |
| 滞納繰越分 | 172,831 | 52,330 | 30.28 |
| 合計 | 9,768,453 | 9,536,783 | 97.63 |

◆後期高齢者医療保険料調定・収納状況

| 年度 | 区分 | 調定額：千円 | 収入額：千円 | 収納率% |
|----|-------|-----------|-----------|-------|
| 29 | 現年分 | 7,844,926 | 7,737,611 | 98.63 |
| | 滞納繰越分 | 242,106 | 67,631 | 27.93 |
| | 合計 | 8,087,032 | 7,805,242 | 96.52 |
| 30 | 現年分 | 8,232,488 | 8,125,185 | 98.70 |
| | 滞納繰越分 | 276,748 | 70,721 | 25.55 |
| | 合計 | 8,509,237 | 8,195,906 | 96.32 |
| 元 | 現年分 | 8,543,558 | 8,452,701 | 98.94 |
| | 滞納繰越分 | 291,134 | 75,906 | 26.07 |
| | 合計 | 8,834,692 | 8,528,608 | 96.54 |
| 2 | 現年分 | 8,722,128 | 8,663,772 | 99.33 |
| | 滞納繰越分 | 244,787 | 86,188 | 35.21 |
| | 合計 | 8,966,916 | 8,749,960 | 97.58 |
| 3 | 現年分 | 8,693,717 | 8,639,940 | 99.38 |
| | 滞納繰越分 | 140,530 | 61,057 | 43.45 |
| | 合計 | 8,834,247 | 8,700,997 | 98.49 |

*表示金額は区分ごとに単位未満切捨てのため、合計が合わない場合がある。

◆収納対策

- ・令和4年度後期高齢者医療保険料の収納計画を策定し、効率的な収納対策を実施する。また、計画の進捗状況により、必要に応じて適切な対応策を講じていく。
- ・現年度分の収納管理を重点的に取り組み、特に新たな加入者へは、丁寧な制度の案内に努め、滞納に陥らないよう努めていく。
- ・普通徴収対象者へは、口座振替の勧奨を行っていく。
- ・金融機関、郵便局、区役所本庁舎、特別出張所窓口、コンビニ収納に加え、モバイルレジアプリを活用したネットバンキング・クレジット決済などの納付機会を提供している。
- ・納付案内センターを活用しながら、現年を中心とした未納者を対象に、年間を通じて、電話による納付勧奨を実施する。
- ・督促や催告によっても滞納状態が改善しない被保険者に対して、財産調査を行う。
- ・滞納状況により、悪質なケースと判断した者については、滞納処分（差押等）を行う。

IX 国民年金事務

◆国民年金事務

| | |
|-------------------|-----------------|
| 令和4年度予算額：15,377千円 | 3年度支出額：38,085千円 |
|-------------------|-----------------|

国民年金は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な保険給付を行い、国民の共同連帯によって被保険者またはその遺族の生活の安定を図り、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

<基礎年金の財源> 保険料、国庫負担金及び厚生年金保険

<令和4年度国民年金保険料> 月額 16,590円 付加年金保険料 月額 400円

<令和4年度老齢基礎年金額（満額の場合）> 年額777,800円

<内容>

【法定受託事務】（区市町村事務）

- ① 1号被保険者の資格に係る各種届出等の受理、高齢任意加入、特例高齢任意加入の受理
- ② 保険料免除、学生納付特例、産前産後期間免除、付加保険料等の保険料に関する申し出の受理
- ③ 老齢基礎年金（第1号被保険者期間のみの受給権者）、障害基礎年金、遺族基礎年金その他の給付に関する裁定請求等の受理
- ④ 老齢福祉年金・特別障害給付金に係る各種届出等の受理

注）第1号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者（厚生年金の被保険者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）を除く人

【協力・連携事務】（自治事務）

- ①国からの依頼に基づく被保険者情報の提供
- ②資格取得時の納付督促
- ③広報等

<3年度実績>

| | | | | |
|------------------|-----|--------------|-----|---------|
| ○ 歳入（国民年金事務費交付金） | 収入額 | 177,157,279円 | 収入率 | 120.34% |
| ○ 歳出（国民年金事務費等） | 執行額 | 38,028,382円 | 執行率 | 98.50% |

○ 加入被保険者数（3年度末）

第1号被保険者数84,313人 任意加入者数1,449人 計85,762人

○ 第1号被保険者異動状況（3年度末）

取得等 28,344件 転入6,828件 転出5,167件 喪失件30,381件

○ 保険料免除等（3年度末）

法定免除 6,034件 申請免除等 24,008件 計 30,042件（免除率35.63%）

○ 老齢福祉年金受給権者数（3年度末）

9件（支給停止者を含む）

7 区民部におけるマイナンバー法への対応

平成25年度までの取り組み

平成24年度

内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間取りまとめ）」発表
⇒部内で内閣官房・総務省のHP及びベンダーから情報収集開始

平成25年度

- 1 特別区住民基本台帳実務研究会代表者会にて「番号制度研究部会」の発足検討
- 2 ベンダーによる情報交換会実施（戸籍住民課、課税課、後期高齢）
- 3 特別区戸籍・住民基本台帳主管課長会による「番号制度説明会」開催（戸籍住民課2名出席）
- 4 内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」発表
- 5 住基システム、税務システム改修にかかる要件定義・影響度調査（戸籍住民課、課税課）
- 6 P I A（特定個人情報保護評価）体制・役割の検討、準備（戸籍住民課、課税課）
- 7 住登外者データへの対応検討（戸籍住民課、課税課）
- 8 他所属の住基ネット端末利用の可否検討（戸籍住民課）

【戸籍住民課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 2 住基システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 3 番号制度に関する関係法令改正への対応
- 4 庁内における住基ネットデータの利用体制の検討・方針決定
- 5 住基カードの更新のあり方検討・方針決定
- 6 カード交付検討部会立ち上げ、個人番号カードの交付のあり方検討（交付場所等）・方針決定
- 7 窓口検討部会立ち上げ、戸籍住民窓口における業務内容の確認、対応検討（新規作業発生の有無、本人確認、様式変更対応等）
- 8 住基システム改修完了

平成27年度

- 1 住基システム改修（番号利用対応、H27.4～H27.9）
- 2 個人番号付番、番号利用準備開始（H27.10～）
- 3 通知カード交付対応（H27.10～）
- 4 証明書コンビニ交付サービスに係るシステム構築、住基システム改修（H27.9～H28.3）
- 5 住基システム改修（情報連携対応、H27.11～H28.3）
- 6 個人番号データ庁内連携開始（H28.1～）
- 7 個人番号カード交付開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 証明書コンビニ交付サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H28.5～）

平成29年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（住民票、印鑑登録証明書 H29.5～）
- 2 証明書コンビニ交付サービス開始（戸籍証明書、税証明書 H30.2～）

平成30年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード申請補助事業開始（H30.5～）
- 2 大田区マイナンバーカードセンター開設（H30.7～）

令和元年度

- 1 マイナンバーカードセンターでマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始（R1.7～）

令和2年度

- 1 通知カード廃止（R2.5）
- 2 特別定額給付金オンライン申請の受付
- 3 マイナポイント設定支援ブース設置（R2.7～）、マイナポイント開始への対応（R2.9～）

令和3年度

- 1 戸籍附票連携準備開始（R3.9～）
- 2 住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存年限を150年間に延長（住民票R3.6～、戸籍の附票R4.1～）
- 3 証明書コンビニ交付サービス拡大（住所が大田区以外の者の戸籍証明書 R3.10～）

【課税課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 要件定義（運用検討）
- 2 P I A作業（全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表）
- 3 税務システム基本設計（ベンダーへの委託）
- 4 番号制度に関する関係法令改正対応
- 5 税務システムで保有する情報の整理
（住基ネットを利用した情報の収集及び検索の検討など）
- 6 税務事務窓口における業務内容の確認、対応検討
（新規作業発生の有無、様式変更対応等）

平成27年度

- 1 税務システム改修完了（～H27.10）、運用テスト（H27.10～H27.12）
- 2 番号利用開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 国等との情報連携開始（H29.1～）

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始（H29.11～）
- 2 税証明書コンビニ交付サービス開始（H30.2～）

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報一括照会開始（H30.10～）

令和3年度

- 1 当初特別徴収税額通知書データの正本対応（R3.5～）

【国保年金課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施

平成27年度

- 1 P I A作業（国保・年金業務評価書の作成、評価、報告、公表）（H27.6～）公表はH27.10
- 2 公表は平成27年9月の予定
- 2 特定個人情報利用条例策定対応（H27.4～12）
- 3 個人番号の利用開始（H28.1～）

平成28年度

- 1 自治体間総合運用テスト開始（H29.1～）
- 2 国保制度改革に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

平成29年度

- 1 国保年金システム改修（三次※）（H29.4～）
※三次：特定個人情報連携照会機能のシステム改修（28年度未完了分）
- 2 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供開始（H29.7～）

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報照会連携テスト（H30.5～6）
- 2 特定個人情報所得情報照会連携開始（H30.7～）
- 3 年金機構への個人番号提供に伴うP I A作業（年金業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

令和2年度

- 1 オンライン資格確認等の運用開始に伴うP I A作業（国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表）

令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始（R3.10～）

【後期高齢医療担当】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合におけるシステム改修説明会への出席

平成27年度

- 1 P I A作業(重点項目評価書の作成、評価、報告、公表)(H27.6～)
公表は平成27年9月の予定
- 2 後期高齢者医療システム改修対応
・住記システムとの連携に伴うシステム改修(H27.9～)
- 3 広域連合標準システム改修(一次※)(H27.7～)
- 4 特定個人情報利用条例策定対応(H27.4～12)
- 5 個人番号の利用開始(H28.1～)

平成28年度

- 1 広域連合標準システム改修対応(二次※)(H28.4～)
※システム改修概要
一次：個人番号をシステム画面上に表示する機能等、比較的簡便なシステム改修
個人番号をシステム内に保持するためのシステム改修
二次：特定個人情報データ連携、バッチ処理等、重要な機能・処理に関わるシステム改修
市区町村システム(国保システム等)との連携に関わるシステム改修

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始(H29.7～)

令和3年度

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用開始(R3.10～)



8 新型コロナウイルス感染症への区民部の対応(令和3年度)

【戸籍・住民票、税・国民健康保険等】

I 来庁せずにできる手続きの周知

新型コロナウイルス感染症の拡大抑止等のため、本庁舎戸籍住民窓口で実施している、来庁せずにできるお手続きや待ち時間を短縮できるサービスのご利用をホームページ等でご案内しました。

■区役所へ来庁せずにできるお手続き

郵送での手続き

転出届3,156件、住居表示の届出(新築)678件、各種証明書発行申請175,757件
マイナンバーカードを使用した各種証明書のコンビニ交付 113,130件

■パソコン・スマートフォンから転出・転居届の窓口予約

転出届 1,688件、転居届 589件

■住民票の写しの交付申請書等事前作成(パソコン・スマートフォン)

住民票 1,077件、印鑑証明 134件、転出・転居届 2,314件

■窓口番号札の二次元コードで、呼出通知メール、順番確認(Web)

呼出通知メール登録件数 237件

■ホームページで平日の戸籍住民窓口の呼出番号、待ち人数をリアルタイムで表示

II 住民税申告書について、課税課で受付

特別区民税・都民税申告書を提出期限の令和3年3月16日以降についても、柔軟に受付を行いました。令和4年は、新型コロナウイルス感染症等の影響により申告が困難な場合、令和4年3月15日以降に提出された申告書についても、前年同様、柔軟に受付を行いました。

■申告書受付件数(令和3年度課税、令和3年5月18日現在)

- ・特別区民税・都民税申告書……………16,637件
- ・所得税確定申告書(紙提出)……………80,022件
- ・所得税確定申告書(e-Tax)……………93,227件

III 国民健康保険料について、徴収猶予等の丁寧な納付相談

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難と認められる方に、国民健康保険料の徴収の猶予等について、丁寧な納付相談を行いました。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 国民健康保険料納付相談 | 相談件数 181件 (4月1日～3月31時点) |
| 後期高齢者医療納付相談 | 相談件数 49件 (4月1日～3月31時点) |

IV 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の事業収入等に相当の減少があった世帯に対し、保険料を減免する制度を適用しました。

| | 申請件数 | 金額 |
|--------------|---------|---------------|
| 国民健康保険料減免 | 1,286 件 | 105,629,184 円 |
| 後期高齢者医療保険料減免 | 143 件 | 11,061,300 円 |

V 各種証明書等の手数料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を受けるにあたり必要となる証明書について、発行手数料を無料としました。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録申請、印鑑登録証明書
課税証明書（非課税証明書及び納税証明書を含む。）

| | |
|------------|---|
| 証明書等の手数料免除 | 発行件数 8,748 件 ※区役所本庁舎分 3,596 件 ※特別出張所分 5,152 件 |
|------------|---|

VI 国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応

大田区国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等で、一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給しました。

| | |
|------------------|------------------------------|
| 国民健康保険 傷病手当金 | 申請件数 145 件 (4月1日～3月31日時点) |
| 後期高齢者医療 傷病手当金 | 申請件数 2 件 (4月1日～3月31日時点) |

2022 区民部事業概要

発行：令和4（2022）年 7 月

大田区区民部 戸籍住民課

〒144-8621

所在地：大田区蒲田 5-13-14

電話：03-5744-1182